
安芸太田町D X推進計画

(官民データ活用推進を包括した計画)

初版

令和4年5月

安 芸 太 田 町



ごあいさつ

自治体においてDX推進が本格化した 2021 年 5 月の 6 法律成立から、おおよそ 1 年が経過しました。本町は、広島県で、人口は最小、高齢化率は最高ではありますが、それだけに住民サービスの向上と、行政事務の効率化の要求は日に日に高まっています。

このような要求に応えるうえで、組織や業務プロセスをデジタル化により変革させる「デジタルトランスフォーメーション（DX）」は、最優先の取組みと考えてまいりました。

本町では、令和 2 年度から内閣府デジタル人材派遣制度を活用して専門人材を受け入れ、DXの取組の検討をすすめてまいりました。行政事務の現場のヒアリングを行うだけでなく、地域の課題、観光、防災、福祉、公共交通等、様々な政策分野を通して現状を分析することで課題を洗い出し、マイナンバーを基盤とする「安芸太田町DX推進計画」をこの度策定しました。

中山間地域の小規模自治体発の先進性をもったDXに取り組むべく、少子高齢化が深刻な地方にとってDX推進の流れはチャンスであるにとらえ、本計画をもとに、本町がめざす町の将来像「ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち」の実現に向け、DX推進をより加速化させてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言を賜りました町民の皆さま、町議会および関係団体の皆さまには心より感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

令和 4 年 5 月

安芸太田町長 橋本 博明

デジタル町役場を目指します

安芸太田町は、全ての住民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受できるとともに、新たな生活様式において安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる、デジタル町役場の実現を目指します。

行政手続の原則オンライン化

行政手続の原則オンライン化により、来庁不要の行政手続の実現を目指します。

行政のデジタル化推進

AI・ICT等先端技術を活用し、住民の利便性の高いサービスの提供を目指します。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

情報システム標準化、押印の廃止、ペーパーレス化などデジタル化を推進し、効率化を図ります。

官民データの利活用

オープンデータを活用し、地域課題の解決を図ります。

目次

第1章	安芸太田町D X推進計画策定の背景	6
1.1	計画策定の背景	6
1.2	本計画の位置づけ	8
1.3	本計画の期間	13
1.4	自治体D X推進計画／自治体D X推進手順書	13
1.4.1	自治体D X推進計画	13
1.4.2	自治体D X推進手順書	17
第2章	デジタル専門人材に係る取組	18
2.1	デジタル専門人材派遣制度の背景	18
2.2	D X実行に向けた現状把握	19
2.3	D X実行に向けたあるべき姿	25
第3章	D X推進スケジュール	34
3.1	基本的な考え方	34
3.2	官民データ活用の推進	34
3.2.1	庁内データの利活用推進	35
3.2.2	EBPM（根拠に基づく行政経営）	36
3.2.3	オープンデータで地域課題を解決	37
3.3	D X推進スケジュール	39
3.3.1	D X推進の基本的考え方	39
3.3.2	自治体D X推進計画（重点取組事項）	40
3.3.3	生活 MaaS（移動する or 移動してくる）	42
3.3.4	遠隔診療（オンライン診療）	46

3.3.5	地域通貨と自治体マイナポイント推進	49
3.3.6	高齢者・児童見守り管理	52
3.3.7	ポケットカルテ（＋P H R）	54
3.3.8	要援護者支援管理	57
3.3.9	防災・防犯	60
3.3.10	学校教育支援（校務支援）	62
3.3.11	CRM（住民・顧客関係管理）	65
3.3.12	データ連携基盤を軸とした全体モデル	69
第4章	デジタル行政・地域D Xの推進	73
4.1	デジタル行政・地域D X推進の体制	73
4.2	官民協働推進の体制	73
4.3	セミナー・研修	75
第5章	用語集	76

第1章 安芸太田町DX推進計画策定の背景

1.1 計画策定の背景

安芸太田町（以下、「本町」という。）役場では、掲げた将来の目標「豊かさあふれつながりひろがる安芸太田」に向けて、その実現のための基本的な方針となるまちづくりについての最上位計画「第二次安芸太田町長期総合計画」（平成27（2015）～令和6（2024）年度）（以下、「総合計画」という。）を定めました。

さらに、総合計画における令和2（2020）年度から令和6（2021）年度までの後期5年間の計画を「第二次安芸太田町長期総合計画 後期基本計画」（以下、「後期計画」という。）として策定し、現在はその計画期間内となっています。

本町の総合計画と前後して、国では、都心集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年12月）を制定しています。

これらを受けて、本町においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、本町における人口の現状と将来展望を提示する「安芸太田町人口ビジョン」及び本町の実情に応じた今後の5年間の施策の方向を提示する「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年）（以下、「総合戦略」）を策定しました。

総合戦略では、総合計画のリーディング施策（まちづくり戦略）を分野別戦略として位置づけ、その実現に向けて着実に当該事業の推進をしています。

しかしながら、人口減少傾向に歯止めがかからず、高齢化率も51.90%（令和4年1月末）と広島県内で最も超少子高齢であり、人口減少が顕著に表れている自治体となっています。これらにも鑑み、地域社会を持続させていくためには、生産年齢人口の維持・確保が求められることが必至といえます。そこで、人口減少の抑制と地方創生に取り組むにあたり、改めて「安芸太田町人口ビジョン（改訂版）」を策定するとともに、それにより浮かび上がった課題や方策を「第2期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月）（以下、「第2期総合戦略」という。）として反映させたところです。

加えて、近年の新型コロナウイルス対応においては、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなどに起因した様々な課題が明らかとなりました。こうしたデータの利活用を含むデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば“社会全体のデジタルトランスフォー

ーメーション（DX）”が求められることになりました。

そこで、住民に身近な行政を担う自治体におけるDXを推進する意義は大きいことから、国（総務省）では、『地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言』として、求められる自治体の取組に関する内容について「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日）（以下、「自治体DX推進計画」という。）の策定に至りました。

自治体DX推進計画では、自治体において、まずは、

- ・ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・ デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ことが求められるとされました。

さらには、

- ・ データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、
- ・ データの様式の統一化等を図りつつ、
- ・ 多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、
- ・ EBPM（根拠に基づく行政経営）等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となること、
- ・ 多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待される

旨が自治体におけるDX推進の意義とされました。

本町では、総合計画及び後期計画、総合戦略及び第2期総合戦略等の成果指標について、社会全体のDXの取組とともに効率的・効果的に達成させることを目標とし、本町全体として取り組むための「官民データ活用推進計画を包括した安芸太田町DX推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することにしました。

1.2 本計画の位置づけ

本町の後期計画においては、次の4つのリーディング施策を掲げたうえで、この施策を第2期総合戦略における4つの基本目標としても位置付けています。

〔リーディング施策1〕

『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』

〔リーディング施策2〕

『都市部等との‘商い’の活性化と町内産業間連携の推進』

〔リーディング施策3〕

『各世代にとって暮らしやすさの向上』

〔リーディング施策4〕

『コミュニティの活力向上』

また、SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）へのチャレンジ及び ICT 技術の有効活用に関しては、すべての施策分野において、取り組むべきテーマとして設定しています。

そして、ICT 利活用に係る個別施策や取組等については、以下のとおり掲げています。

- － 観光情報発信及び拠点づくりの推進
- － 情報通信環境の整備
- － 情報通信環境の有効活用の促進
- － 無料職業紹介事業による雇用情報の提供、相談
- － SNS（フェイスブック）による情報発信
- － ICT 教育の更なる推進
- － 情報リテラシー（情報を引き出し、活用する能力）の養成
- － 迅速かつ的確に必要な資料や情報の収集、提供
- － 欲しい情報を欲しい人に届ける仕組みを整える
（移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大につなげていきます。）
- － 空き家バンク制度による住宅情報の発信
- － 相談の受付や情報提供等を行う在宅医療・介護連携支援窓口の設置
（在宅医療と介護の連携を推進するため）
- － 発災時等の的確な防災情報の伝達
- － ICT 活用による身近な住民参画手法の構築

4つのリーディング施策に位置づけ（後期計画の概要より）



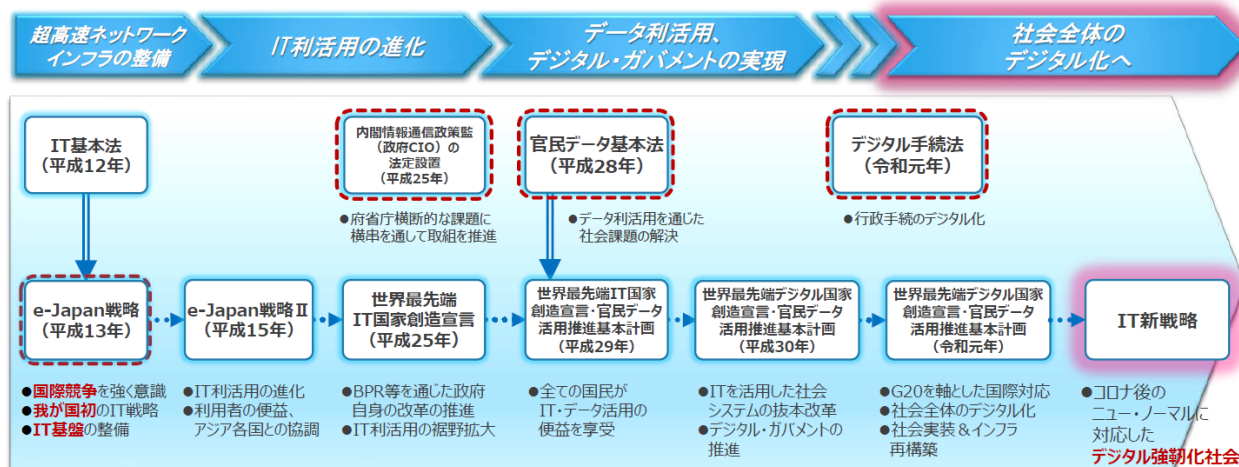
本計画においては、これらの内容を踏襲するとともに、前述の自治体DX推進計画等に加えて、ICT化の取組状況が自治体毎に異なっていること及びその状況に応じたDX推進が求められているものの必ずしも体制が十分とは言えない状況等にも鑑み、自治体DX推進計画を踏まえて着実にDXに取り組めるよう策定された「自治体DX推進手順書」（自治体DX全体手順書【第1.0版】、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】、自治体DX推進手順書参考事例集【第1.0版】により構成）（令和3年7月）（総務省）も踏まえたものにします。

また、「e-Japan 戦略」（平成13年）から始まった国のIT戦略が、その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進することとなった今般の状況も踏まえてまいります。

国と地方が連携される構造でもある「IT基本法」（平成12年）（「デジタル改革関連法」（令和3年5月12日）（「デジタル社会形成基本法」、「デジタル社会形成整備法」、「デジタル庁設置法」、「公金受取口座登録法」、「預貯金口座管理法」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下、「自治体システム標準化法」という。）の計6法を指す。）における「デジタル社会形成基本法」により廃止）を踏襲、令和元年の「デジタル手続法」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月）を経て、令和3年9月に発足した「デジタル庁」によって、IT新戦略として策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日）（以下、「新重点計画」という。）も踏まえてまいります。

IT 基本法(「デジタル社会形成基本法」により廃止)の経緯

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。



出典：「これまでの経緯と IT 基本法の概要」より

(令和2年10月15日 内閣官房 IT 総合戦略室 デジタル改革関連法案準備室)

IT 新戦略として令和3年12月に策定された「新重点計画」は、「デジタル社会形成基本法」第37条第1項に規定する重点計画、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(以下、「デジタル手続法」という。)第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び「官民データ活用推進基本法」第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定されたもので、同法第8条第5項の規定に基づき、国会に報告されたものです。

IT 基本法(「デジタル社会形成基本法」により廃止)の概要 (※)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法
(IT基本法) (平成12(2000)年)

〔目的〕

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し基本方針、国及び地方公共団体の責務、重点計画の作成等の基本的事項を定め、関連する施策を迅速かつ重点的に推進する。

〔主な規定事項〕

- ・施策の策定に係る基本方針
- ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT本部) の設置
- ・重点計画の作成

官民データ活用推進基本法の概要（※）

**官民データ活用推進基本法
（平成28（2016）年）**

〔目的〕

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念の策定、国及び地方公共団体等の責務等の基本的事項を定め、関連する施策を総合的かつ効果的に推進する。

〔主な規定事項〕

- ・官民データ活用推進基本計画、都道府県官民データ活用推進計画等の策定
- ・基本的施策
- ・官民データ活用推進戦略会議の設置 等

デジタル手続き法の概要（※）

**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
（デジタル手続法）（令和元（2019）年）**

〔目的〕

情報通信技術を活用した行政の推進について必要な事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策を定めることにより、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図る。

〔主な規定事項〕

- ・情報通信技術を活用した行政の推進（情報システム整備計画、手続等における情報通信技術の利用、添付書面等の省略）
- ・民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策

（※）出典：「これまでの経緯と IT 基本法の概要」より

（令和2年10月15日 内閣官房 IT 総合戦略室 デジタル改革関連法案準備室）

本計画は、近年の急速な ICT の進展及び住民並びに企業のデジタル環境の変化を踏まえることで、いわゆるアフターコロナ時代も見据えた本町全体の情報化計画に位置付けます。

そして、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議決

定)の中でも利用者中心の行政サービス改革推進の考え方として取り入れるべきとされた「サービスデザイン思考」による利便性の高いサービスの提供を目指すことによって、“デジタル行政・地域DXの実行”に重きを置いた計画といたします。

「サービスデザイン思考」を具体化したものとして、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月eガバメント閣僚会議決定)では、プロジェクトの成功、利用者中心の行政サービスの提供のために必要となるノウハウについて、下記の「サービス設計12箇条」として示しています。

- | | |
|------|------------------------|
| 第1条 | 利用者のニーズから出発する |
| 第2条 | 事実を詳細に把握する |
| 第3条 | エンドツーエンドで考える |
| 第4条 | 全ての関係者に気を配る |
| 第5条 | サービスはシンプルにする |
| 第6条 | デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める |
| 第7条 | 利用者の日常体験に溶け込む |
| 第8条 | 自分で作りすぎない |
| 第9条 | オープンにサービスを作る |
| 第10条 | 何度も繰り返す |
| 第11条 | 一遍にやらず、一貫してやる |
| 第12条 | システムではなくサービスを作る |

また「官民データ活用推進基本法」では、“市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めるものとする。”としており、市町村においてその策定が努力義務となっています。

そこで、本町では当該法の趣旨にも則り、官民データ活用推進の施策を本計画でもまとめ、法に基づく「官民データ活用推進計画」としても位置づけます。

なお、本計画が情報システム整備等の計画ではなく、総合計画及び後期計画、総合戦略及び第2期総合戦略等の成果指標について、社会全体のDXの取組とともに効率的・効果的に達成させることを目標としていることも受け、本町が進める『“地方創生（「まち・ひと・しごと」づくり）”をデータとデジタル技術によって促進させる』ためのDX施策を位置づけていきます。

1.3 本計画の期間

本計画は、変化の激しいデジタル社会の進展等に対応するため、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間として想定（スケジュールは10年を目途に記載）しています。

また、総合計画及び後期計画、総合戦略及び第2期総合戦略等との整合も図りつつ、DX施策の策定、評価と見直しを実施します。

そして、「第3章 DX推進スケジュール」に取りまとめた各分野におけるDXに係る施策については、施策及びスケジュールを提示してまいります。

1.4 自治体DX推進計画／自治体DX推進手順書

1.4.1 自治体DX推進計画

今般の新型コロナウイルス対策においては、地域・組織間で横断的なデータ利活用が十分にできていないこと等、様々な問題・課題が明らかになりました。例えば、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連（住民・企業向けの特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）におけるオンライン申請データと自治体システム（住基・税関連システム等）間のデータ連携、要援護者支援のための関係機関間でのデータ連携（要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等を円滑に実施するためのデータ連携）等ができていない事に起因した業務非効率などについては、本町の行政・地域全体の問題として明らかであるといえます。

そして、国等からは、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のDXが求められことになりました。

こうしたことから、総務省では、「デジタル手続法」に基づく情報システム整備計画として位置付けられ閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日）における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定しました。

デジタル・ガバメント実行計画の概要【2020年改定版】

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化の実現**
- ✓ **業務改革（BPR）**を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

- 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進
- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「**（仮称）Gov-Cloud**」の仕組みの整備
 - ✓ ワンストップ実現のための**社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やフック通知の検討**、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
 - ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に）
 - ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用**
 - ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換**
 - ✓ **公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
 - ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）
 - ✓ マイナポータルのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化
 - ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
 - ✓ 戸籍における**読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略**に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における**一元的なプロジェクト管理**を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする**新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、公務員試験による**IT人材採用の仕組み**を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直し**に伴い、行政手続の**オンライン化を推進**
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、**各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続について**ワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォーム**の機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受ける**デジタル活用支援員の仕組み**を本格的に実施
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施**

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナポータルの活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

出典：「政府C I Oポータル掲載資料」より一部抜粋

自治体DX推進計画では、デジタル・ガバメント実行計画の各施策等において、自治体に取り組むべき事項・内容について、次頁の分類に基づき、具体的内容と国の主な支援策等が示されています。

[自治体に取り組むべき事項・内容]（自治体DX推進計画より）

【重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体の AI・RPA の利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】

- (1) 地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバйд対策

【その他】

- (1) BPR の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2) オープンデータの推進
- (3) 官民データ活用推進計画策定の推進

【重点取組事項】とその概要

重点取組事項	概要
①自治体情報システムの標準化・共通化	● 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行 ● 標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において標準仕様を作成【関係府省】 ● 自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出【総務省・内閣官房】 ● 国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】 ● 2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援（国費10/10、1508.6億円、2025年度まで）【総務省】
②マイナンバーカードの普及促進	● 個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】 ● 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実（783.3億円）【総務省】
③自治体の行政手続のオンライン化	● マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【内閣府】 ● マイナポータルのUI・UX改善【内閣府】 ● 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に（※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続）（国費1/2 249.9億円 2022年度まで）【総務省】
④自治体のAI・RPAの利用促進	● ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考にAIやRPAを導入・活用を推進 ● AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築（自治体スマートプロジェクト事業）【総務省】 ● デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】
⑤テレワークの推進	● テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進
⑥セキュリティ対策の徹底	● 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底 ● 2020年12月に国が各自治体に、次の通知を送付。「都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、標準要件を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を推進するとともに、国主導で調達の共同化を進める。」（次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行支援として、2020年度第3次補正予算において、29億円を計上。国費1/2、2022年度まで。）

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】とその概要

取組事項	概要
①地域社会のデジタル化	● デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費（仮称）」2000億円を計上（2021・2022年度うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）【総務省】
②デジタルデバйд対策	● 携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】 ● デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費（仮称）」2000億円を計上（2021・2022年度うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）【総務省】

1.4.2 自治体DX推進手順書

総務省では、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、自治体DX推進計画で掲げた自治体に取り組むべき事項・内容について、自治体側が着実にDXに取り組めるよう、標準的な手順等について検討するため、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」を5回にわたり開催しました。

そして、当該検討会での議論を踏まえた「自治体DX推進手順書」（令和3年7月）が作成され、以下の構成が公表されました。

[自治体DX推進手順書の構成]

- ・自治体DX推進手順書の概要
- ・自治体DX推進手順書
- ・自治体DX全体手順書【第1.0版】
- ・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】
- ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】
- ・自治体DX推進手順書参考事例集【第1.0版】

本町においては、特に「自治体DX全体手順書【第1.0版】」で示されたDXを推進するに当たって想定される一連の手順ステップ0からステップ3（ステップ0：DXの認識共有・機運醸成、ステップ1：全体方針の決定、ステップ2：推進体制の整備、ステップ3：DXの取組の実行）を軸としながら、これらのステップへの取組を確立させること及び自治体DX推進手順書の全体について適宜利活用を促進していきます。

そうすることで、自治体DX推進計画を遵守しながらDX全体の確立に向けて効率的・効果的に取り組んでいきたいと考えています。

第2章 デジタル専門人材に係る取組

2.1 デジタル専門人材派遣制度の背景

本町では、第1章の背景等も踏まえ、総合計画及び後期計画、総合戦略及び第2期総合戦略等の成果指標の効率的・効果的な達成に向けて、政府（内閣官房及び内閣府）による「地方創生人材支援制度」（地方創生を人材面から支援するための市町村への人材派遣支援制度）の利活用を令和2年度から令和3年度にかけて実施してきました。

特に、デジタル分野及び“デジタル行政・地域DX”を実行することによる後期計画及び第2期総合計画の推進が求められていることから、「デジタル専門人材派遣制度」を用いた「デジタル支援アドバイザー」を設置し、DX確立に向けた支援を受けてきました。

地方創生人材支援制度（民間専門人材派遣）

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、**意欲と能力のある民間人材であって、地域課題の解決を図ることのできる専門人材（デジタル分野、グリーン分野（新設）を含む）を派遣。**
- ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援を実施。

【施策のイメージ】 協力企業（デジタル専門人材、グリーン専門人材（新設）、広報・プロモーション、観光・旅行業、都市開発、etc.） ⑤ 市町村ニーズ提供 ② 企業情報の提示 ① 派遣可能な人材情報（企業情報）提供 ④ 派遣を希望する企業名等を連絡 ③ リストに基づき民間専門人材の活用を検討 ⑥ 協議 内閣官房 内閣府 市町村	
派遣先	市町村（指定都市除く）
職種	① 課長、部長、副市町村長等、地方創生を担当する幹部職員（常勤特別職・一般職） ② 顧問や参与等、地方創生に関するアドバイザー（非常勤特別職、委嘱等） ※市町村と派遣元企業との間で調整の上、チーム派遣等も可能。
派遣期間	半年以上2年以下（原則） ※市町村と派遣元企業との間で協議の上、派遣任期を決定。
派遣人材に望ましい条件	① 地方創生の取組に強い意欲をもっていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること ※デジタル分野においては、情報通信技術を始めとする未来技術に係る業務経験と知識を有すること ※グリーン分野については、再生可能エネルギー等の脱炭素分野に係る業務経験と知識を有すること
給与・報酬等	原則 市町村が負担 ※市町村と派遣元企業との間で協議の上、詳細を決定。
バックアップ体制	・ 派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生施策の講義等の研修を実施 ・ 派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う 情報交換会・報告会を開催
その他	・ 派遣先の市町村においては、地方創生施策の実施に当たり当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行う内部調整責任者を配置するものとする ・ 総務省の「地域活性化起業人」とも連携

出典：「制度概要」より（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局）

本町では、デジタル支援アドバイザーからの助言も受けた“デジタル行政・地域DX”の実行に向けた取組を実施してまいります。

2.2 DX実行に向けた現状把握

デジタル支援アドバイザーからは、“デジタル行政・地域DX”の実行に向けては、当初、以下の助言を受けてきました。

【デジタル支援アドバイザーからの当初助言】

『情報システムの最適化及び高度化を効果的・効率的に推進するための方向性を導く等のため、情報システム及び関連する主要業務の現状（As-Is）の把握、あるべき姿（To-Be）の定義、現状とあるべき姿のギャップ（Fit&Gap）を認識することが重要になります。

まずは、“デジタル行政・地域DX”の実行に向けた安芸太田町役場の各課室を対象としたヒアリング等を企画課にて実施し、現状として取りまとめることから始めるのが賢明です。』

デジタル支援アドバイザーからの助言も受け、デジタル行政の実行に向けた現状調査として、安芸太田町役場の各課室において、デジタル行政の前提となる ICT 利活用に係るヒアリング等調査を実施してきました。

調査結果からは、“情報資産利活用（官民データ活用）のためのガバナンス”＝“デジタル行政・地域DX実行のためのガバナンス”を確立させることが重要課題となる事が把握できました。

例えば、本町の職員等は、業務として必要な情報（データ）が、どのデータベースに保管されているかについて、即座に全てを把握することは難しく、利活用できていないのが実態でした。そして、これらの情報を利活用するためには、多くの場合、特定事業者等に依存せざるを得ないため、行政の情報資産であるはずのデータを行政側が主体的に利活用できる状態にはありません。増してや、他部門等とのデータ連携をする等することによる住民サービスの向上・高付加価値化、業務効率化（例えば、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連（住民・企業向けの特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 等）におけるオンライン申請データと自治体システム（住基・税関連システム等）間のデータ連携、要援護者支援のための関係機関間でのデータ連携（要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等を円滑に実施するためのデータ連携）等）には、非常に労力がかかる状態といえます。

この状態は、今後推進の番号制度（マイナンバーカード利活用を含む）等に係る法律・制度の改正及び情報セキュリティへの対応に加えて、後期計画及び第2期総合戦略における4つのリーディング施策（基本目標）、「住民サービスの向上」や「業務の効率化」等を実現させる「業務・システム最適化」

に向けた大きな弊害になってきます。

そして、本町の職員等が業務として必要な情報（データ）が、どのデータベースに保管されているかについて把握し、これらの情報を利活用するための“情報資産利活用（官民データ活用）のためのガバナンス”＝“デジタル行政・地域DX実行のためのガバナンス”を確立していくためには、「データの項目や構造などが全てオープンである共通基盤（データ連携基盤）」の導入が効果的であるといえます。

そうすることで、特定事業者への依存（ベンダーロックイン）を排除して、共通基盤（データ連携基盤）を軸とした『DXガバナンスが確立された環境の構築』＝『行政・地域が主体となり、情報資産が管理できている状態の確立』を具現化できるようになります。

なお、ヒアリング結果から導き出された行政事務事業に取り入れるべきデジタル技術の要素については、下記のとおりとなりました。これらのデジタル技術の要素を利活用するだけでなく、共通基盤（データ連携基盤）との相互接続性を確保することで、デジタル技術要素から取得できる情報（データ）を共通基盤（データ連携基盤）に蓄積・管理し続けていくことが重要になってきます。

結果として、EBPM（根拠に基づく行政経営）等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能になる等、共通基盤（データ連携基盤）が軸となった自治体DX推進計画におけるDX推進の意義達成に繋がっていきます。

【行政事務事業に取り入れられるべきデジタル技術の要素】

- 資料の電子・データベース化
- 電子決裁および電子印（公印含）
- マイキープラットフォーム
- TV 会議システム
- 電子決済
- 出退勤管理システム
- ドローン
- 無線 Wi-Fi
- AI チャットボット
- (IT リテラシー)
- OCR (Optical Character Recognition)
- CRM (Citizen／Customer Relationship Management)

【現状調査ヒアリングの要点】

No.	課 題	考えられるデジタル技術の利活用
1	資料が紙媒体であり、保管性が乏しい。	過去含めた資料の電子化およびデータベース化。また町政データなど各課が抱える統計データなどを集約して、各課室閲覧できるよう整備する。
2	決裁・回覧が紙ベースの回覧。時間のロスがあり、紛失の可能性もある。	電子決裁・電子公印を導入する。特に支出関係の電子決裁は優先度高い。
3	会議録音声のテキスト化が負担。	音声からの自動テキスト化。
4	講習会やセミナー等聴講者に負担なく参加してもらえる環境の整備が必要。	議会や町内で実施される講演会や公民館講習、セミナーなど、中継拠点を設けることで、現地に出向かなくても聴講できるよう中継システムを拡張配備・構築する。
5	窓口で書き物が多いケースがあり、来訪者の負担が大きい。同じような書式を何枚も書く。	マイキープラットフォームを活用し、様式等記入事項について、氏名住所等基本情報の自動照合・印刷を行う。来訪者が同じような様式に記入する負担・記入ミスを軽減でき、同時に窓口負担を軽減することができる。
6	住民アンケートやパブリックコメントなど、住民意見の集約が紙。回収や集計に苦慮、両者負担が大きい。	講演会やセミナーなど、アンケート用タブレットを整備することで、参加者や集計の負担を軽減することができる。
7	会議体で紙が多すぎる。印刷コスト、資料を整える労力がかかりすぎている。環境にもよくない。	会議体におけるノート PC やタブレットの導入。ワイヤレス・ペーパーレスな環境を整備する。
8	町職員、学校、病院、園およびこども園等、出退勤管理が紙ベース。日々の管理が煩雑になり、集計する負担が大きい。	出退勤・休暇・残業など、管理システムを導入することで、一元管理する。勤怠の申請事項も電子申請とし、給与システムとの連動を図る。会計任用職員や地域おこし協力隊等の町関係者についても、一律システ

		ムで一元管理することで、各課がかかえる負担を軽減することができる。
9	CO ₂ 排出量の算定の事務負担が大きい。	電気料金や燃料の使用量、各課入力すべき要素を自動集計できるシステムを構築する。
10	町税や納付書払いについて、コンビニで支払えず、クレジットカードやPayPayなど電子決裁もできない。住民からの問い合わせも多く、電子決裁の需要も高い。今後は、現金を持ち歩くことが少ない外国人対応も考慮しなくてはならない。	町税等の納付など、電子決済ができるよう整備する。
11	住民や自治会、事業者等からの申請事項について、様式などの各申請書は紙ベースでやり取りしていることが多い。	電子申請を取り入れることができる分野を検討し、各種電子決裁やデータ管理の仕様に沿った申請受領システムを構築する。
11	行政関係者と住民・事業者等との双方向なやり取りが不足している。	ホームページ以外にも、町職員、地域おこし協力隊、地域商社や町内各事業者や団体等、双方向に情報を共有できるプラットフォームの検討をすすめる。分野別など、情報共有する切り出し方も考慮する必要がある。
12	ドローンの活用策を具体的にすすめる必要がある。	ドローンを活用した事務・作業の効率化、今後の活用策を検討する。 ・ 有害鳥獣対策 ・ 農地検査 ・ 地籍データの更新（航空写真） ・ 災害時の状況把握 ・ 財産区管理における材積の測定 ・ 農業事業者への活用促進検討 ・ 漏水検査（技術要件未確認）

13	Wi-Fi エリアが限られている。	住民だけでなく、観光客、外国人、観光拠点や飲食店など、町内の誰もがネットを介したサービスを受容できる環境を整える必要がある。
14	町内で得られる情報のほとんどが多言語に対応していない。外国から本町へのネットアクセスについて、時差があるため問合せにリアルタイムに対応することができない。	AI チャットボットなどを活用した時間帯に制限のない問合せ対応ができる環境を整備する。
15	県や国、各機関等からの意見照会や調査事項が非常に多く、事務負担が大きい。他機関から同様の調査も多く、二度手間となることがある。内部照会についても同様。	定期的に照会がある内容について、データベース化することで、無駄な照会・調査を省く。
16	NW（ネットワーク）の強靱化により、NW 分離されたことで添付ファイルの扱いにも苦労する。運用上、事務効率が悪い。	添付ファイルは自動で無害化し、ローカル（LG-WAN 側）で取得できるようにする。また受領したメールは、添付ファイルを含めて自動的にファイルサーバーへコピーがアーカイブされるよう構築する。（バックアップとして）
17	職員、住民、事業者の IT リテラシーが低い。	デジタルデバイス、ネットワークを扱えるようになるための講習会を定期的に開催する。
18	統合型 GIS が活用できていない。	役場内部の情報集約と外部向けの情報公開に集約する情報を整える。（内部運用の取組）
19	健康増進報告にかかる事務負担が大きい。	健康管理システムを改修して健康増進報告への対応をすることで、事務負担を大幅に軽減できる。
20	人間ドック健診結果が全て手入力でシステムに打ち込み。	OCR でテキスト化する。

21	ポックルくろだお計量システムから各種帳票作成にかかる事務負担が大きい。	現行の PC を廃止し、計量システムから各種帳票に反映できるシステムを構築する。
22	産業・観光分野における顧客管理、関係人口の拡大、ブランディングの浸透。	CRM プラットフォームの構築。オープンデータの促進と利活用。

2.3 DX実行に向けたあるべき姿

デジタル支援アドバイザーでは、DX実行に向けた現状把握（現状調査ヒアリング）の結果（【行政事務事業に取り入れられるべきデジタル技術の要素】等を含む）も踏襲したあるべき姿（To-Be）について、次のとおり取りまとめました。

【あるべき姿（To-Be）モデル（デジタル支援アドバイザー助言より抜粋）】

現状調査ヒアリングでは、「事務作業における課題など」及び「ICTの活用で効率化できる事務などまたはそのアイデア」を軸とした現状（As-Is）又は要求（ニーズ）を取りまとめました。

これらの内容は、番号制度（マイナンバーカード利活用を含む）関連及びAIやCRM等のICT利活用を促進することによって、各課室が所管する行政情報資産の利活用等による業務の効率化・高度化実現に向けた内容ということが出来ます。

一方で、情報システムの最適化及び高度化並びにDXを推進するためにも不可欠であるICTガバナンスの確立がおろそかになっていること等の問題点も垣間見ることができました。

今回の現状調査は、ICTガバナンス配下における「品質向上活動（情報システム品質向上のために必要となる現状の把握、問題・課題の整理、改善のための活動を通したPDCA活動）」の取組開始の契機にするべきであると考えられます。そのためにも、これら活動推進のための舵取り役となるCIO（最高情報責任者／Chief Information Officer）等を中心としたICTガバナンスの確立は課題といえます。加えて、CDO（最高デジタル・データ責任者／Chief Digital-Data Officer）を中心としたDXガバナンスの確立が求められているといえます。

他方で、現状調査ヒアリング等も踏まえると、問題・課題を解決する“デジタル行政・地域DX”実行のための共通基盤（データ連携基盤）のあるべき姿は、本町全体の行政情報を利活用するための基盤になると同時に、「まち・ひと・しごと創生本部（内閣府／地方創生本部）」も掲げる「ITを活用したまち・ひと・しごと創生の主な取組例（オープンデータ・ビックデータの利活用、農業の産業競争力向上・関連産業の高度化、マイナンバーの活用）」

（※）、「未来技術で実現する将来像・次期（2020～2024年）における技術の活用イメージの例」（※）等を具現化する基盤としての「統合データベース（統合DB）」＝「情報資産利活用データベース（データ連携基盤）」も提供されるべきと考えられます。

そして、“デジタル行政・地域DX”実行のための共通基盤（データ連携基盤）は、本町の後期計画及び第2期総合戦略を推進するDX実行のためのインフラ（DX実行のための社会基盤）として、位置づけられるべきです。

（※）「ITを活用したまち・ひと・しごと創生の主な取組例」

ITを活用したまち・ひと・しごと創生の主な取組例

ITは、地域・世代を超えてまち・ひと・しごと創生に貢献

1. オープンデータ・ビッグデータの利活用

○具体の取組

- ・行政が保有する公共データのオープン化や自由な二次利用を認めることにより、新事業・新サービスを創出
- ・地方公共団体のデータの公開の考え方を整理した「自治体オープンデータ推進ガイドライン（仮称）」のとりまとめ

○まち・ひと・しごと創生への貢献

オープンデータ・ビッグデータの利活用により、新産業・新サービスを創出するとともに、既存産業・事業や地域の活性化を実現し、特に、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」の観点を中心にまち・ひと・しごと創生に貢献

2. 農業の産業競争力向上・関連産業の高度化

○具体の取組

- ・農業情報の創成・流通に必要な、篤農家の知恵を含む作物の収量や圃場環境及び流通に関するデータ等の相互運用性・可搬性を確保するための原則や基準等を取りまとめたガイドラインの策定
- ・「AI農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化等を通じて、コスト削減、生産予測の精緻化、安定出荷の実現及び新規参入・担い手農家の早期育成等を実現

○まち・ひと・しごと創生への貢献

地場産業である農業の産業競争力向上及び関連産業の高度化を実現し、特に、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」の観点を中心にまち・ひと・しごと創生に貢献

3. マイナンバーの活用

○具体の取組

- ・預貯金付番をはじめとしたマイナンバー利用の在り方やメリット・課題等を検討し、利用範囲拡大等の方向性を明確化
- ・スマートフォンやCATV等から暮らしに係る官民のオンライン手続を可能にする「マイガバメント等」の実現に向けた具体的取組を明確化

○まち・ひと・しごと創生への貢献

クラウドやマイナンバーの活用により、電子行政サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会を実現し、特に、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の観点を中心にまち・ひと・しごと創生に貢献

（※）「未来技術で実現する将来像・次期（2020～2024年）における技術の活用イメージの例」

将来／次期	未来技術で実現する将来像								
	AIを活用した生産・流通の管理、需給マッチングの自動化	キャッシュレス社会の実現、金融ビッグデータ分析による地域振興	ロボット・農業統合プラットフォームによる少量多品種生産の自動化	地方公共団体のオープンデータ化を前提としたコネクテッドな社会実現	エネルギーのパッケージ販売・電力の個人間取引の普及	ラストマイルの低速自動車面と公共交通機関との組合せ利用	人とロボット・AIが共生する生活環境の確立	医療データのリアルタイム共有やAI等による診断サポート	遠隔の教師と教場の教師がリアルタイムで生徒と協働する高い質の遠隔授業
	次期（2020～2024）								
	(A) 生産側～供給側のデータを集約、マッチングして少量多品種生産 (B) 生産現場における匠の技のデジタル化	(A) 多言語翻訳やARアプリ等による観光情報の発信 (B) モバイル決済システムの整備等によるインバウンド需要取り込み	(A) 小型無人トラクタ・農業データ活用によるスマート農業の実現 (B) 生育情報等を活用した収穫予測・営農計画の最適化	(A) オープンデータを活用したアプリ作成・都市計画の可視化 (B) テレワークによる就労機会創出・ソーシャルメディアを活用した地方行政のデジタル化	(A) 運用のノウハウデータからAIを活用した発電の超効率化 (B) スマートメータの普及による高齢者の見守りや空き家の把握等	(A) 地方公共団体が提供する地域限定の自動運転サービスの利用 (B) 離島・山間部における商品等の目視外ドローン配送	(A) 感情を表現できるコミュニケーションロボット等の活用拡大 (B) クラウドソーシングにより地域の女性や高齢者の就業の進展	(A) 対面診療と適切に組み合わせたオンライン診療による安心の向上 (B) 遠隔での医療サポートやAI等の活用による医療の質の向上	(A) 汎用ソフトとインターネット接続を利用した遠隔授業の実施 (B) タブレットを活用し、授業を予め視聴、授業中は演習等を中心に実施
態様	製造	サービス	農林水産	地方公共団体	公共・インフラ	運輸	家庭・生活	医療・介護	教育
分野	事業・ビジネス			社会基盤・空間			生活・学び		

出典：まち・ひと・しごと創生本部（内閣府／地方創生本部）

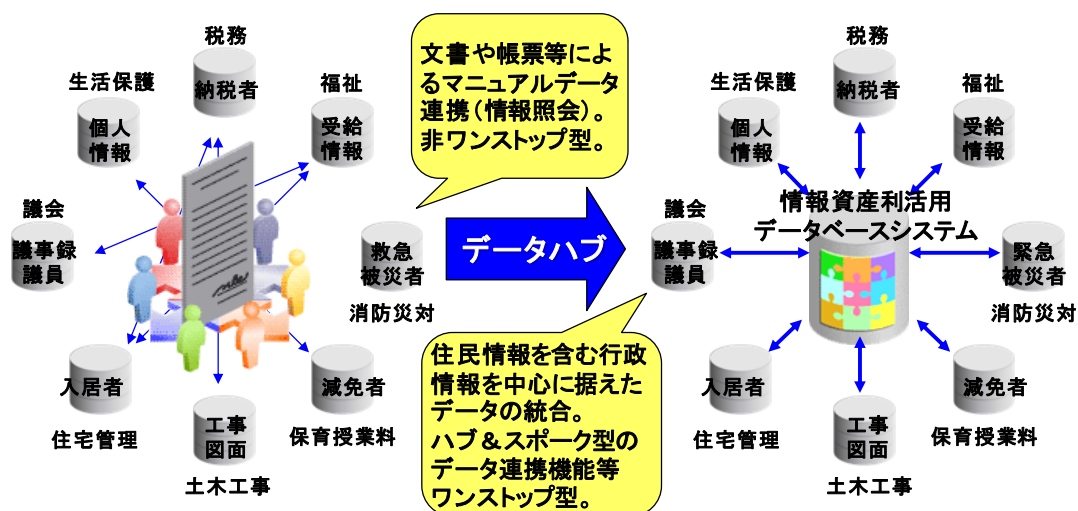
本来であれば、現行の基幹系業務システム及び内部情報系システム等の導入を検討する際、“本町の職員等が主体となって、業務として必要な情報（データ）が、どのデータベースに保管されているかについて把握できる状況であるか否か”の軸を持った査定・評価等の工夫が必要であったともいえるため、今後は、これらの軸を確立・補完継続させるための活動も重要となってきます。

具体的には、全庁的な IT/ICT（情報通信技術）関連ソフトウェア／ハードウェア等の資産について、「サービス設計 12 か条」を踏襲した完全サービス利用モデル（サービス利用式モデル）（共同利用ではなく、電気やガスと同じように使ったサービスのみに対価としてのサービス利用料金を支払う利用モデル）の実現に向けた情報システム（新規導入の他、既存リプレース等）への対応、ベンダーロックインを排除しながらコストの適正化や住民サービス向上等の具体化にも資する「情報資産利活用データベース（データ連携基盤）」の確立、それら効果の最大化及び番号制度関連（マイナンバーカード等）の利活用推進、中長期的な視野に立った「業務・システム全体最適化」（教育部局等も含めた組織横断的かつ総合窓口／ワンストップサービス等も実現する業務横断的となる全体最適化）が必要になってきます。

データ連携基盤としての共通基盤に求められることは、クラウドコンピューティング技術等にも裏付けられた最新の“デジタル行政・地域DX”実行のための基盤であることに加えて、本町全ての情報システムが「自治体クラウド事業（総務省）」の成果である「中間標準レイアウト仕様」や「地域情報PF標準仕様（インターフェイス仕様）」、「文字情報基盤」等も包括することになる「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化（自治体システム等標準化）（内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室／令和3年9月のデジタル庁設置に伴い廃止）」に準拠しながら職務・権限が分掌された環境に適切に接続することができる情報資産のハブとなることに他なりません。

そして、“ハブ”としての「情報資産利活用データベースシステム（データ連携基盤）」と“スポーク”となる各々の情報システムが相互接続される「ハブ&スポーク型モデル（※）」を整備することが効果的・効率的になると考えることが賢明（必至）です。

(※)「ハブ&スポーク I モデル

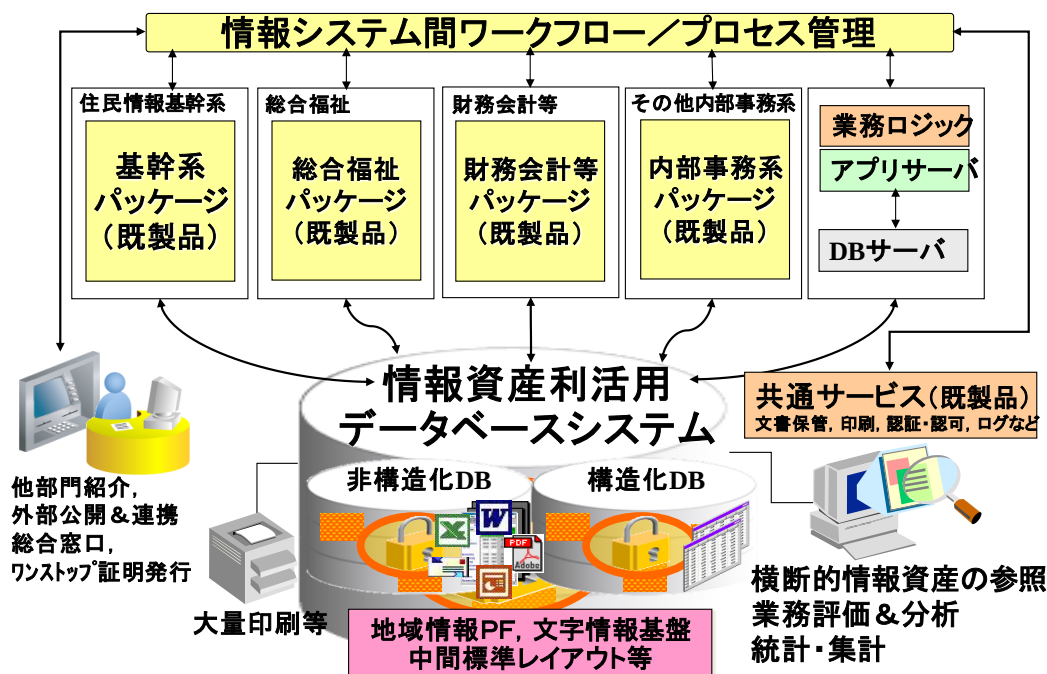


本町が目指す「あるべき姿」(To-Be) (特定事業者に依存 (ベンダーロックイン) しないだけでなく、「IT を活用したまち・ひと・しごと創生」への取組、地域企業等 (「一般社団法人 地域商社あきおおた」等) とも連携ができ、情報政策の一端が官民データ活用推進とともに指定管理モデル (指定管理者制度) 等で発注できる「一括証明発行」、「一括申請受付」、「一括大量印刷」、「一括統計・集計」、「一括バックアップ (一括ディザスタリカバリ)」、「ワンストップポータル」等が実行できる姿) は、4つのリーディング施策が実現されることで、総合計画及び後期計画が目指す将来の目標「豊かさあふれ つながりひろがる安芸太田」が達成された姿になるといえます。

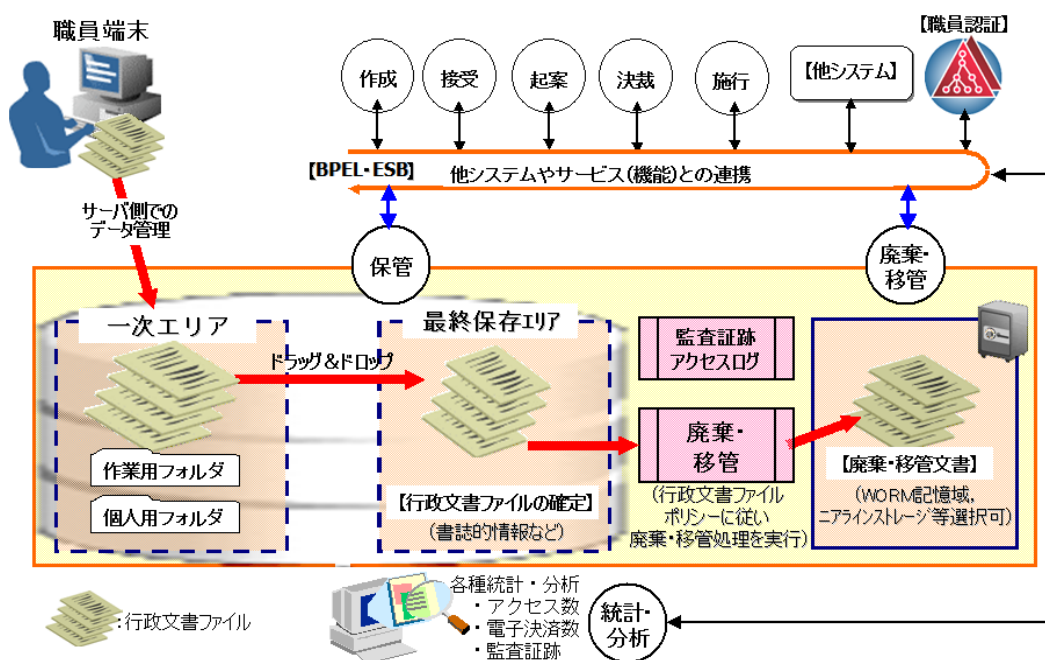
今後は、既に他事業で効果が発揮されてきた指定管理制度等との整合も図りながら、行財政改革にも資する“デジタル行政・地域DX”の実行が求められてくるのが確実です。そして、本町全体での合意形成を図りながら、地域全体の利益に資する価値 (後期計画及び第2期総合戦略の達成) を最大化させることこそが狙いとなってきます。

継続性が求められるこれらに資する取組全体に対応し続けていくためには、現状調査ヒアリングから導き出された「共通基盤 (データ連携基盤)」のあるべき姿 (※) を段階的に実行するとともに、DX実行の段階とともに成長する共通基盤を具現化させるための“デジタル行政・地域DX”継続モデルの確立が重要となります。

(※) 現状調査ヒアリングから導き出された「共通基盤（データ連携基盤）」のあるべき姿
 <全体アーキテクチャ>



(※) 現状調査ヒアリングから導き出された「共通基盤（データ連携基盤）」のあるべき姿
 <文書・コンテンツ管理／ファイルサーバー>



【D X推進インフラとしてのマイナンバーカード（ペアカードを含む）】

デジタル行政・地域D Xを効果的・効率的に推進するため及びD X関連事業の継続性を確保するためには、『D Xガバナンスが確立された環境の構築』＝『行政・地域が主体となり、情報資産が管理できている状態の確立』に資する「データ連携基盤（共通基盤）」による EBPM（根拠に基づく行政経営）が必要になります。

そのためには、デジタル行政・地域D X及び官民データ活用にも資するデータの蓄積機能が確立されなければなりません。

本町においては、「自治体D X推進計画」（総務省）の重点取組事項でもある“マイナンバーカードの普及促進”及び国の「デジタル・ガバメント実行計画」等で掲げられた“マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程”とも整合性を図りながら、マイナンバーカードの普及及びEBPM 実行に資するデータ蓄積（データ蓄積によるトレーサビリティ）機能等を実現させる利活用モデルの確立に向けて、D X推進（次頁【D X推進のための重点施策】）に係る共通インフラとして位置づけてまいります。

なお、自治体マイナポイント等と連携した地域通貨（地域ポイント等を含む）として機能するマイナンバーカードと紐づけたカード（ペアカード）利活用によるキャッシュレス及びデータ蓄積によるトレーサビリティ等を含む取組を実行してまいります。

※ 「デジタル社会形成整備法」による下記の取組等とも連携してまいります。

- ・ 郵便局における電子証明書の発行・更新等
- ・ 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供
- ・ 電子証明書のスマートフォンへの搭載
- ・ 転出・転入手続のワンストップ化
- ・ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表 1

		実施済みの 事項	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度～ (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
			1月～3月		※ほとんどの住民 が保有(想定)			
医療関係	健康保険証		システム 開発・医療 機関等 での導入 準備等	本格運用 (令和3年3月～) ※概ね全ての医療機関等での 導入を目指す(令和5年3月)			厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課	
	薬剤情報、 特定健診情報、医療費通 知情報			薬剤情報、医療費通知情報のマイナポータル閲覧 (令和3年10月～) 特定健診情報のマイナポータル閲覧 (令和3年3月～)			厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課	
	患者の利便性向上	先行事例の実証 (令和2年3月)	モデル事業、実証、モデル事業を踏まえた横展開					厚生労働省 医政局研究開発 振興課
	処方箋の電子化、 お薬手帳	電子処方箋ガイド ラインの改定実施 (令和2年4月)	システム 要件整理 等	システム開発・ 構築等	本格運用 (令和4年夏～)		厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課	
	生活保護受給者の 医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ 調査実施 (令和2 年7月、10月)	制度的な検討	地方との 協議	環境整備・システム開発	本格運用	厚生労働省 社会・援護局 保護課	
	介護保険 被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し を行い、保険者等の関係者と合意	環境整備・ システム開発		本格 運用	厚生労働省 老健局 介護保険計画課	
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録		必要な法制上の対応 (2021年度)	データ標準化、システム 要件、現場業務の整理	自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、 歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始	厚生労働省 健康局健康課 (医政局研究開発振興 課・歯科保健課、健康局 がん・疾病対策課、医 薬・生活衛生局総務課、 労働基準局労働衛生課、 子ども家庭局母子保健課、 保険局医療介護連携政策 課、文部科学省初等中等 教育局健康教育・食育 課)	
	母子健康手帳	乳幼児等健診のマ イナポータルでの 提供 (令和2年6 月～)	乳幼児等健診のマイナポータル閲覧					厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課
就労関係	ジョブ・カード	ジョブ・カードの 情報を登録する新 規サイトの基本方 針検討実施 (令和 2年12月)	新規サイトの設計開発の ための調達手続	新規サイトの設計開発 試行運用		本格運用 (マイナポータルとの 連携開始)	厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援 室	
	技能士台帳	システム整備準備 (～令和2年6 月)	システム整備※				マイナ ポータル 閲覧	厚生労働省 人材開発統括官 能力評価部参事官室
	安全衛生関係各種免許		システム整備準備	システム整備※			マイナ ポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課
	技能講習修了 証明書	データベース拡充 (令和元年度)	システム整備準備	システム整備※			マイナ ポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課
	建設キャリア アップカード		必要な調査等	マイナンバーカードの利用環境整備			マイナポータル との連携	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

出典：「デジタルガバメント・実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表 2

	実施済みの 事項	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局
		1月～3月		※ほとんどの住民 が保有(推定)		
各種証明書等関係	在留カード		法改正やシステム開発等。必要な措置につき検討を進め、令和3年中に結論	入管法・番号法等の改正法案提出	一体化に向け必要な措置を実施	出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室
	教員免許状		環境整備等	運用開始		文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
	大学の職員証、学生証		モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映		文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
	障害者手帳		障害者手帳のデジタル化等の推進		インターネット予約対応	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課
	e-Tax等	年末調整に係るマイナポータルとの連携開始(令和2年10月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定			国税庁長官官房企画課
	タスポカード	業界団体等における開発・導入の検討状況についてヒアリングを実施	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等における開発・導入を検討		自販機に順次導入	財務省理財局 たばこ塩事業室
	社員証等		事業者向け周知・広報		進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課
	運転経歴証明書		運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付			警察庁 交通局運転免許課
公共サービス			マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討		検討内容に応じた対応	
	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体発行カード		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及		進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 情報流通行政局 情報流通振興課 自治行政局 地域情報政策室

出典：「デジタルガバメント・実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

【D X推進のための重点施策】

これらの全般を踏襲しながら、共通基盤（データ連携基盤）を軸としたデジタル行政・地域D X実行のためのガバナンスの確立が求められてきます。

そのためにD X推進の軸となる重点施策が重要になってきます。本計画では、『D Xガバナンスが確立された環境の構築』＝『行政・地域が主体となり、情報資産が管理できている状態の確立』とともに、後期計画及び第2期総合戦略の政策分野／施策から導き出されるD X推進のための重点施策について、以下を基軸とすることによって効率的・効果的な取組となるよう指向してまいります。

後期計画及び第2期総合戦略から導き出されるD X推進重点施策



第3章 DX推進スケジュール

3.1 基本的な考え方

後期計画及び第2期総合戦略においては4つのリーディング施策（基本目標）があり、目標達成に向けた施策に取り組んでいます。本計画においても、後期計画及び第2期総合戦略との整合性を図りながら、DX推進に資する取組を進めてまいります。

また、本計画は、官民データ活用推進計画としても位置づけていることから、計画を通じて官民データ活用推進計画の目指す将来ビジョンに沿って、さらにDXが推進される取組を図ります。

3.2 官民データ活用の推進

国においては、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。この法律では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。これらを受けて、国では「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等が策定されました。

本町においても、町が保有するデータについて、「庁内データの利活用推進」、「EBPM（根拠に基づく行政経営）」、「オープンデータで地域課題解決」等を通じて、後期計画及び第2期総合戦略における4つのリーディング施策（基本目標）、「住民サービスの向上」や「業務の効率化」等を実現させる「業務・システム最適化」等に寄与することを目的とします。

[庁内データの利活用推進]

- ・データ利活用による住民サービスの向上
- ・情報連携による添付書類の省略

[EBPM（根拠に基づく行政経営）]

- ・データ連携基盤によるEBPMの実行
- ・データアナライズへの取組

[オープンデータで地域課題解決]

- ・住民参加・官民協働の推進
- ・行政の高度化・効率化

3.2.1 庁内データの利活用推進

総務省では、地方公共団体が個人情報の保護にも配慮しつつ、その保有するデータを部局・分野横断的に活用して効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むための手引書として、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 1.0」（平成30年6月）を策定しました。

また、平成30年度に実施した課題解決型自治体データ庁内活用支援事業の成果を踏まえ、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 1.0」を改定し、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」として公表しました。

これらを踏まえ、本町の様々な分野の担当職員に対しては、データ利活用にあたっての手順や具体的課題への対応等ができるよう、わかりやすく整理することで、個人情報保護に配慮した目的外利用及びデータ利活用による業務効率化等を推進していきます。

(1) データ利活用による住民サービスの向上

データを利活用するためには、まず“情報資産利活用（官民データ活用）のためのガバナンス”＝“デジタル行政・地域DX実行のためのガバナンス”とともに、『DXガバナンスが確立された環境の構築』＝『行政・地域が主体となり、情報資産が管理できている状態の確立』がされていくことが重要になります。

本町では、デジタル手続法2条の3つの原則（「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」）に基づいて、申請の段階からの情報（データ）のデジタル化を促進させ、手続のオンライン化を推進していきます。

また、庁内で保有する情報（データ）は、住民サービスの向上のため利活用を推進します。住民から一度提出された情報（データ）が「ワンスオンリー」の原則によって再提出が求められなくなるよう刷新に取り組みます。

例えば、申請書に記入する氏名・住所等の基本情報（基本データ）は、システム連携により何度も記入する必要がなくなるよう検討します。また、その他の情報（データ）についても、「コネクテッドワンストップ」の原則によってデータ（デジタル化された情報）として流通させることで、異なる業務間等でもワンストップで処理できるよう検討します。

(2) 情報連携による添付書類の省略

番号制度では、情報提供ネットワークを活用することで、税証明などの添付書類を省略することが可能となっています。今後も情報連携が拡充される見込みであることから、国、県等の動向を注視し対応していきます。

行政事務事業においては、情報（データ）連携により情報確認できる環境を構築することなどを検討し、業務・システム最適化（添付書類の省略等も含む）にも繋げていきます。

3.2.2 EBPM（根拠に基づく行政経営）

少子高齢化の進展や厳しい財政状況に直面する中でも様々な行政施策に取り組んでいくためには、限られた資源をどのように有効活用していくか否かが喫緊の課題となっています。そこで、地域の現状を迅速かつ的確に把握する等によって、政策の課題・問題に対して根拠とともに効率的・効果的に対処できる（住民から信頼される行政の展開にも資する）行政経営を目指していきます。

そのためには、庁内で保有する情報（データ）を資産として活用することで、政策立案が含まれる EBPM（根拠に基づく行政経営）（「以下、政策立案等」という。）の実行が重要になってきます。

政策立案のためには、以下3つの明示が重要とされています。

- ① 政策立案の前提となる事実認識
- ② 立案された政策とその効果を結びつけるロジック
- ③ 政策のコストと効果の関係

統計情報等のデータは、事実認識と政策効果の測定や予測と評価に関する客観的な根拠になるとされています。

このような政策立案等の手法については、『データ連携基盤（共通基盤）』が整っていなかったことや人材不足等によって、全国の自治体において体系的に取り組ができなかった現状があります。

今後は、政策立案等において、庁内で保有する情報（データ）やオープンデータを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化を図ることが重要となります。

(1) データ連携基盤による EBPM の実行

本町においては、『DXガバナンスが確立された環境の構築』＝『行政・地域が主体となり、情報資産が管理できている状態の確立』に資する「データ連携基盤（共通基盤）」を運用（サービス利用）していきます。

データ連携基盤では、行政・地域における各種調査結果やそれぞれの分

野における計画書、統計データ等も管理対象になってきます。

これらのデータ（情報）を全庁的に共有し、政策立案等のためにデータを利活用するとともに、公開可能なデータについてはオープンデータとして積極的に公開することによって、地域全体と共有しながら地域課題解決のために利活用していきます。

(2) データアナライズへの取組

データ（情報）等を根拠とした行政経営を実行継続していくためには、どのようなデータをどのように分析等していくことが必要であるかどうかを判断するためのデータアナライズの考え方が重要になります。

総務省の「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」によると、職員の職務に応じて必要な、EBPMに関する知見（統計リテラシーを含む）の習得やEBPMに関する課題の認識を促すため、研修を積極的に活用するものとしています。また、EBPMに関する知識だけでなく、業務に即して、実務的な思考経験や実践のためのノウハウの集積を職員に促すものとしています。

これらを実現するため、DX研修を行う中で政策立案等に関する内容も併せて実施するとともに、政策立案等についての支援策も講じます。

また、予算要求や検討会における政策立案等の検討の実務を通じて、職員に対し、政策立案等に関するOJT（EBPMを推進する人材の確保・育成等のためのOJT）も奨励することで、職員等によるデータアナライズの経験獲得に努めていきます。

3.2.3 オープンデータで地域課題を解決

「オープンデータ基本指針」（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議決定）等を踏まえて、本町においても地域課題の解決等を住民や事業者と連携して取り組んでいくため、様々な主体が官民データを容易に活用できるようにする必要があります。

オープンデータ基本指針によると、オープンデータに取り組む意義として「住民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」や「行政の高度化・効率化」等が挙げられています。

本町においては、オープンデータの公開・利活用モデルの検討等を積極的に進めることで、実際にデータが活用され地域課題の解決に繋がるような取組を目指します。

(1) 住民参加・官民協働の推進

データを公開することだけでなく、データが利活用されることを前提とした公開を行う他、住民と協働しながらニーズ・シーズを把握し、地域課題の解決に利活用されていくこと推進します。例えば、オープンデータを利活用したアイデアソンによって住民等のニーズ・シーズを把握すること、ハッカソンの実施によって地図情報等を利活用したスマートフォンアプリ開発等の創出を誘発していくとともに、事業者の開発意欲の向上を目指します。

(2) 行政の高度化・効率化

政策立案等においてオープンデータを用いた分析等がされることで、行政事務事業の効率化・高度化を図ります。

また、「推奨データセット」（内閣官房）、「IMI 共通語彙基盤」等との整合性を図りながらデータ標準化も進めていくことで、オープンデータ活用基盤としての「データ連携基盤（共通基盤）」の整備を進行させ、利活用しやすい形式での公開を重視することでデータ利活用の高度化を推進・進展させていきます。

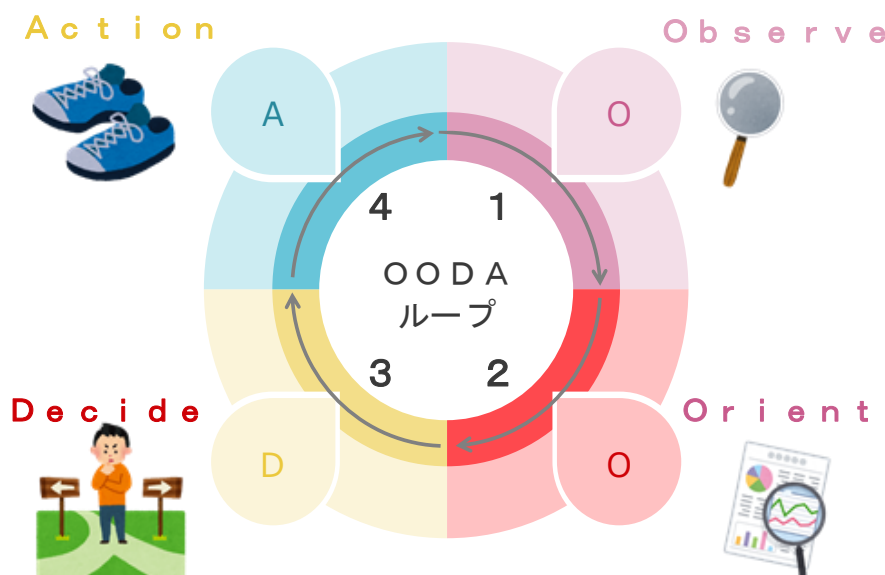
3.3 DX推進スケジュール

3.3.1 DX推進の基本的考え方

DX推進にあたっては、プロセスを重視するPDCAサイクルだけではなく、状況判断を重視するOODAループ（※）のフレームワークの効果的・効率的な利活用を目指します。そうすることで、計画や準備に時間を費やすのではなく、まず「やってみる」ことを重要視していくことができます。

スケジュールに対峙する段階においては、いわゆる“できない理由”を探すことよりも、“実際にやってみた取組の中で得られる成功例や課題を次の取組へ生かす”ことによって、スピード感を持ちながら、本計画の実効性も高めながら、DXが推進されることに繋がります。

自治体DX推進工程表のイメージ（自治体DX推進手順書より）



※ OODA ループ（ウーダループ）

「現場に出向き、何が課題となっているか現状を把握し、政策実現のための道筋を描き、すかさず実行する」というもので、

Observe（観察）

Orient（状況に対する適応・判断）

Decide（意思決定）

Act（行動）

の頭文字をとっている。

3.3.2 自治体DX推進計画（重点取組事項）

【実施主体】

- ・企画課及び住民課・税務課
- ・関連する全組織の課・室・事務局・病院

【DX推進の方針・取組】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1) ※	基本機能 基本計画 全体準備	機能検証 移行計画 BPR 準備	実証・検証 BPR 段階的移行	本番稼働 (7年度末)
(2) ※	カード普及 利用拡張計画 (一部実証)	利用拡大実証 利活用確立期	利活用用拡大 EBPM インフラ化	利活用拡大期 地域インフラ目途
(3) ※	一部要件確定 シミュレーション	要件確定 一部実証	段階的拡張	段階的拡張
(4) ※	企画・検討 (実証・検証)	(実証・検証)	(実証・検証) (段階的拡大)	(段階的拡大)
(5) ※	要件確定 一部実証	事業モデル確立 段階的拡張		
(6) ※	要件等整理 一部実証	事業モデル確立 PDCA 活動		

※ (1)～(6)は「自治体DX推進計画」(【DX推進の方針・取組】)の重点取組事項

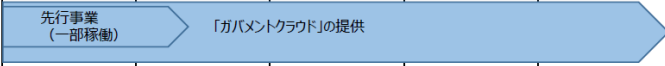
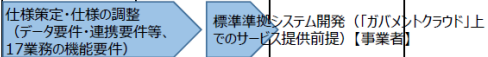
特に、下記のDX推進の意義を踏襲する。

- － 行政サービスにデジタル技術やデータを活用させ、住民の利便性を向上させる
- － デジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる
- － データが価値創造の源泉であることを認識・共有する
- － データの様式の統一化等を図る
- － 多様な主体によるデータの円滑な流通を促進する
- － EBPM（根拠に基づく行政経営）等により行政の効率化・高度化を図る
- － 多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出を目指す

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（1～4）
 - 1 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
 - 2 『都市部等との‘商い’の活性化と町内産業間連携の推進』
 - 3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
 - 4 『コミュニティの活力向上』
- ・ICT利活用に係る個別施策や取組等
 - － 観光情報発信及び拠点づくりの推進
 - － 情報通信環境の整備
 - － 情報通信環境の有効活用の促進
 - － 無料職業紹介事業による雇用情報の提供、相談
 - － SNS（フェイスブック）による情報発信
 - － ICT教育の更なる推進
 - － 情報リテラシー（情報を引き出し、活用する能力）の養成
 - － 迅速かつ的確に必要な資料や情報の収集、提供
 - － 欲しい情報を欲しい人に届ける仕組みを整える
（移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大につなげていきます。）
 - － 空き家バンク制度による住宅情報の発信
 - － 相談の受付や情報提供等を行う在宅医療・介護連携支援窓口の設置
（在宅医療と介護の連携を推進するため）
 - － 発災時等の的確な防災情報の伝達
 - － ICT活用による身近な住民参画手法の構築

自治体DX推進工程表のイメージ（自治体DX推進手順書より）

取組事項			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	【参考】 目標時期
BPRの取組みの徹底			大まかな取組内容					
目標時期等が設定されている取組み	自治体の情報システムの標準化・共通化		大まかな取組内容					
		【参考】ガバメントクラウド						令和7年度
		【参考】標準化						
	マイナンバーカードの普及促進		大まかな取組内容					令和4年度末
	自治体の行政手続のオンライン化		大まかな取組内容					令和4年度末 ※1
		【参考】標準仕様	エンドユーザーのオンライン接続に係る標準仕様の提供					
セキュリティ対策の徹底			大まかな取組内容					令和4年度末 ※2
その他の取組み	自治体のAI・RPAの利用推進		大まかな取組内容					-
	テレワークの推進							-
	地域社会のデジタル化							-
	...							-

出典：「自治体DX推進手順書」より一部抜粋（総務省）

3.3.3 生活 MaaS（移動する or 移動してくる）

【主な協働団体】

- ・地域商社あきおおた 他

【主な関係課・室】

- ・企画課、総務課、安芸太田病院 他

【DX推進の方針・取組】

(1)「広島型 MaaS（Level3）」の推進及び「安芸太田町生活 MaaS 事業社会実装計画」

一般的に MaaS とは、Mobility as a Service の略で、様々な交通手段を横断的に、デジタルを活用するなどして、チケットの購入から支払いに至るまでシームレスに完結させることで利便性をあげるサービスを指す。

「広島型 MaaS」とは、事業者、利用者、受益者が連携するとともに、実情に応じたデジタル技術で情報利便性を向上させることが狙いの広島県主体の MaaS 推進事業のこと。基盤づくりからのアプローチで MaaS（統合度）のレベル定義は Level3 を実現させる。令和3年

度は、生活交通の維持・確保に喫緊の課題を有する中山間型 MaaS の横展開モデルづくりに先行して取り組むとともに、全県的な MaaS 推進のための基盤づくりに取り組むための調査事業に本町が採択された。実証実験（令和4年度）や社会実験（令和5年度以降）に向けて取り組んでいる。

「安芸太田町生活 MaaS 事業社会実証計画」においては、以下が重点取組として実施される。

- ・ **ベストミックスを検討するための実証実験**

“定額タクシー”や“あなたく”等を含む生活 MaaS の軸となる交通手段のベストミックスを検討。（以下①～③）

- ① 既存あなたくの利用者に与える影響
- ② 交通事業者に与える影響
- ③ 行政負担の軽減効果の検証

- ・ **ベストミックス検討の体制及び検討支援の仕組み（検討支援システム）の構築**

『地域公共交通のベストミックスの検討を行う体制』として“安芸太田町生活 MaaS 事業推進協議会（仮称）”を設立する。同協議会では、『地域公共交通のベストミックスの検討を行う体制』及び『検討支援する仕組み』を検討。

『検討支援システム』では、出力データ等を検討。

（以下①～③）

- ① 住民、交通事業者・地域・行政の情報共有
- ② 本町の交通担当の通常業務での活用
- ③ その他分析での活用

- ・ **定額タクシーの相乗り（ライドシェア）の促進**

地域公共交通の主要な目的地となる医療機関、商業施設と連携を図り、定額タクシーの相乗り（ライドシェア）を促進。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	実証実験 重点取組 計画見直	社会実験 事業モデル確立 モニタリング		

(2) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けたEBPMモデルの確立

マイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析によるEBPM）の実行が軸となるモデルの確立をはかる。

具体的には、定額タクシー利用者が乗車時および降車時にペアカードをかざすことで、乗降場所や時刻、メーター料金などをトレースして蓄積する。これにより、公共交通にかかる分析業務や交通事業者の報告業務等が削減され、より効率的な交通政策をはかることができ、併せて目的地別の割引制度や障がい者など手帳の提示なく割り引くことができる仕組みなど、新たな住民サービスの向上を検討する。

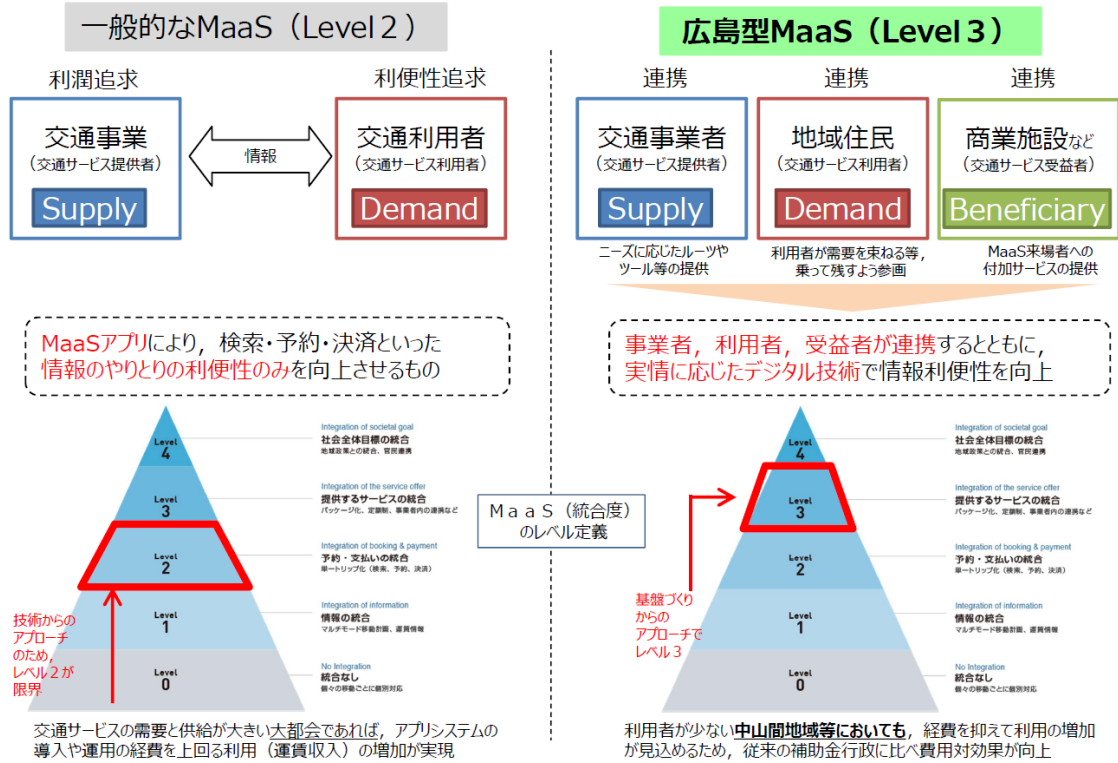
【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2)	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

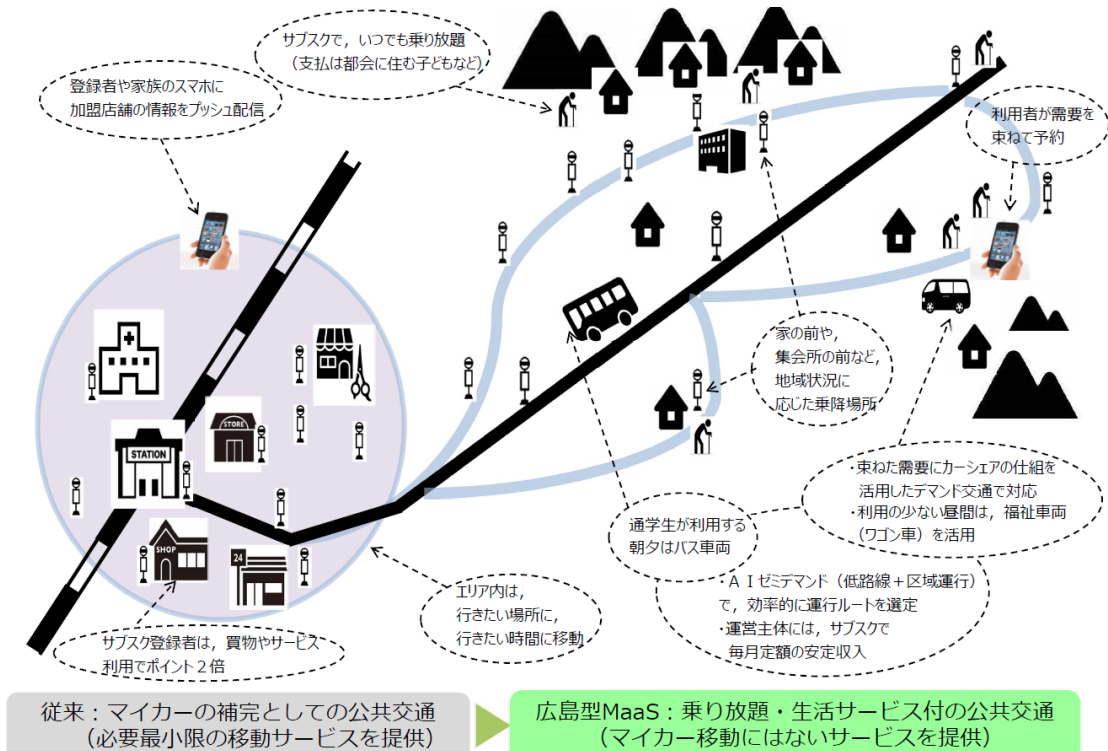
【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（1、3）
 - 1 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
 - 3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
- ・ICT利活用に係る個別施策や取組等
 - － 情報通信環境の整備
 - － 情報通信環境の有効活用の促進
 - － 情報リテラシー（情報を引き出し、活用する能力）の養成

広島型 MaaS（一般的な MaaS との比較）（※）

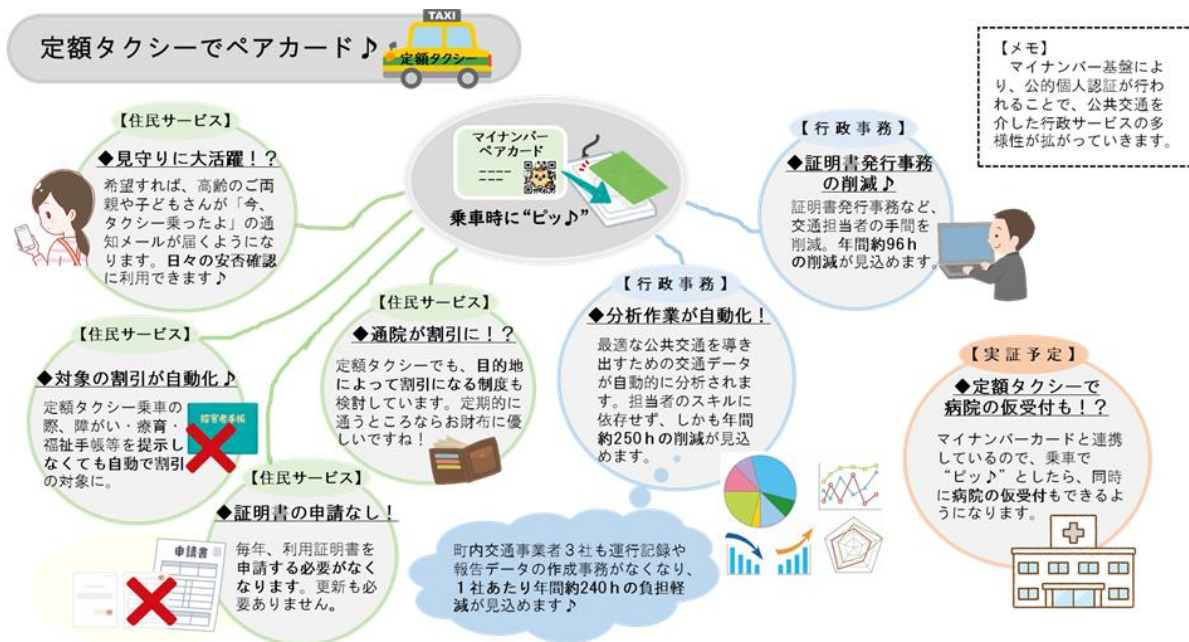


中山間型 MaaS のイメージ（※）



（※） 出典：「広島型 MaaS（中山間型）推進事業について」（広島県地域政策局交通政策担当）

生活 MaaS モデルのイメージ (マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」モデルの例)



出典：「安芸太田町DX推進事業（案）」説明資料

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
22	公共交通の利用者数【町内】(人)	32,084	33,000	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ

3.3.4 遠隔診療（オンライン診療）

【主な協働団体】

・町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

・安芸太田病院、企画課、健康福祉課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) オンライン診療のDX推進モデルの確立

令和3年度の遠隔（オンライン）診療実証実験の実施状況を踏まえて、遠隔診療車の導入・利活用検討や将来的な「広島型 MaaS」との連携等を企画・検討する。サービスの高付加価値化及び EBPM に資

するDX推進モデルへの発展改組に向けて取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	実証継続 DXモデル検証	DXモデル実証 事業モデル確立		

(2) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けたEBPMモデルの確立

マイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析によるEBPM）の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

具体的には、オンラインにおける個人認証や診察券の代用、PHR（パーソナルヘルスレコード）とのデータ連携など、診療や処方にかかるデータ連携の効率化をはかる検討を行う。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2)	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

・リーディング施策（1、3）

- 1 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
- 3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』

オンライン診療実証実験（令和3年度）の前提（背景・課題・解決策）

背景

- 昨年の4月以降新型コロナウイルス感染症の対応策として初診患者も含めオンライン診療の大幅な適応拡大が時限的な措置として開始されたが、今後入院診療、外来診療、訪問診療に加えてオンライン診療も診療の一形態となっていく可能性が高くなっている。
- 安芸太田町では高齢化率50%超え、それに伴い病院への入院や介護施設への入所が必要な程では無いが、通院が困難となってくる高齢者は確実に増加してくると予想される。

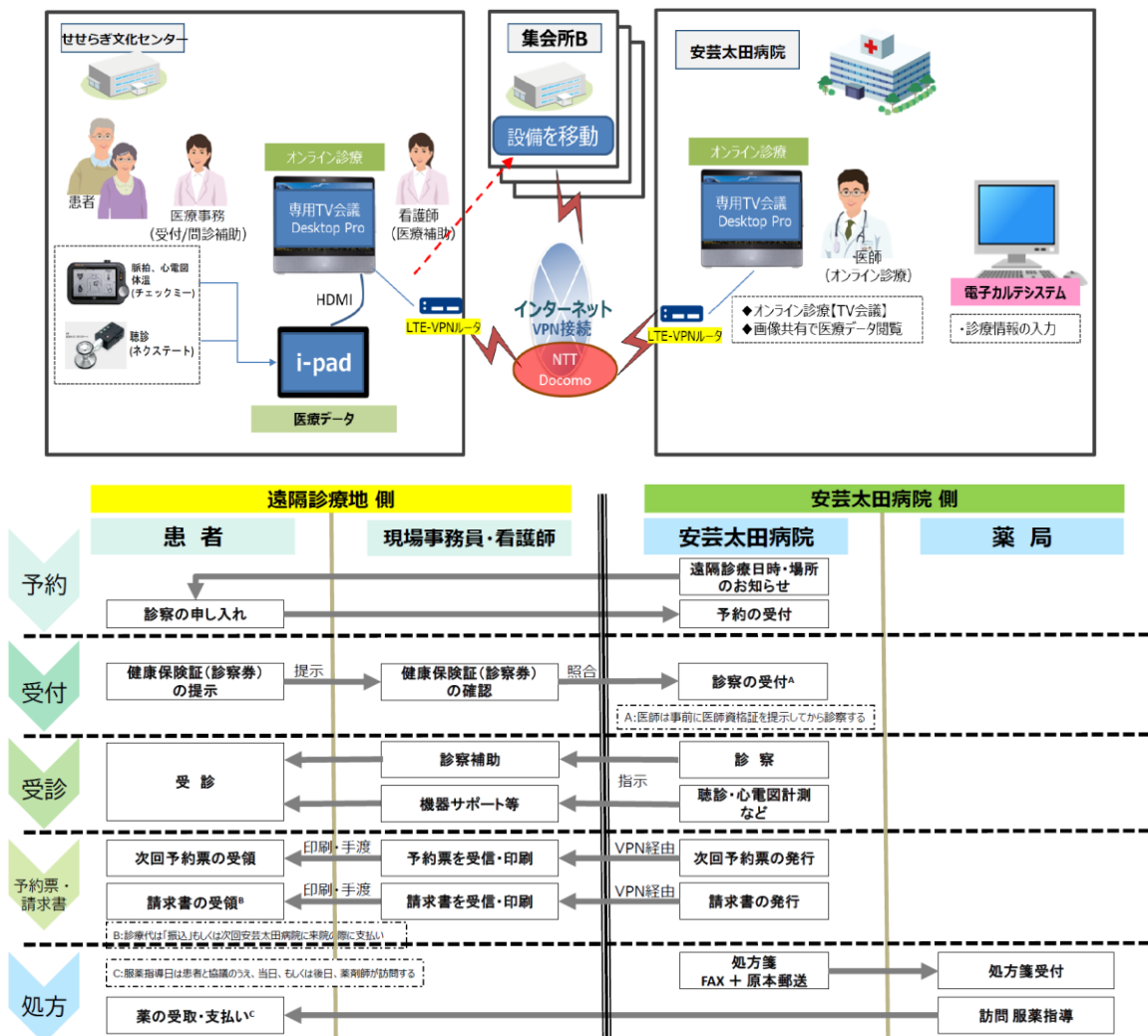
課題

- 病院までの送迎の確保に加えて、訪問診療が一部の地域では行われているが、当院では医師数が限られている中で、訪問診療に加えて巡回診療にまで手を広げるのは困難である。
- 主に後期高齢者が対象となる安芸太田町のオンライン診療において現時点で各自がスマートフォン等を駆使して病院との連絡を取る事はハードルが高い。

解決策

- 医療資源が乏しい地域で、しかもICリテラシーが高くない高齢の患者に対してDtoPwithNIによる「オンライン診療」の導入により診療機会を確保する。

オンライン診療実証実験（令和3年度）モデル



成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
8	がん検診の 精密検査受検件数 (件)	925	1,050	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ
10	要介護認定率 (%)	23.17	25.00	

3.3.5 地域通貨と自治体マイナポイント推進

【主な協働団体】

・地域商社あきおおた、町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

・企画課、総務課、産業観光課、住民課、安芸太田病院 他

【DX推進の方針・取組】

(1) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けた EBPM モデルの確立

マイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析による EBPM）の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

具体的には、MKPF（マイキープラットフォーム）より連携されたポイント付与情報を基に住民へポイントを付与できる「自治体マイナポイントモデル事業」（総務省）の利活用等によって、効率的・効果的に給付事業等に取り組む。併せて、今後設立するポイント運営主体となる団体を介して、現金のチャージ及びキャッシュレス利用にかかる運用や、行政ポイントやキャッシュレスの利用に応じたボーナスポイントを付与するなどの取組みも検討する。

これらキャッシュレスおよびポイントの利活用は、ペアカードおよびスマホアプリとの連携をはかる。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	パートナー確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

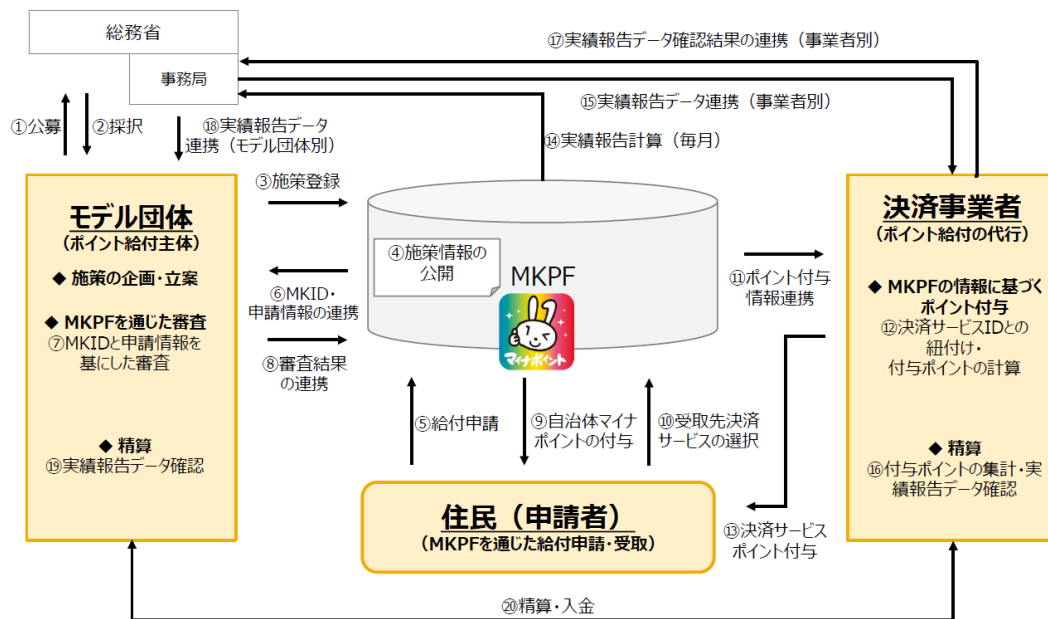
【後期計画・第2期総合戦略の施策】

・リーディング施策（1～4）

- 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
- 『都市部等との‘商い’の活性化と町内産業間連携の推進』
- 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
- 『コミュニティの活力向上』

自治体マイナポイントモデル事業（総務省／令和3年度）の事業概要

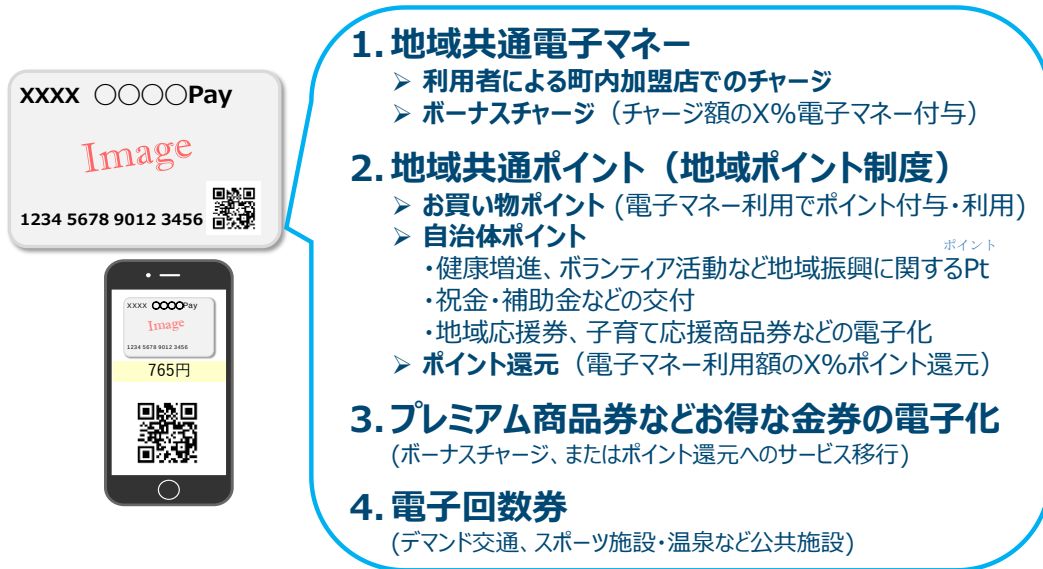
- 国（総務省）に採択された事業参加のモデル団体は、マイキープラットフォーム（MKPF）に企画したモデル施策を公開。住民の申請情報を基に審査を行い、MKPF経由で自治体マイナポイントの付与を行う。
- モデル団体と連携する決済事業者は、MKPFより連携されたポイント付与情報を基に住民へポイントを付与。毎月事務局より連携される実績報告データを基に、付与ポイントの集計と自治体との精算を実施する。（それぞれの詳細業務については、以降の該当ページを参照のこと）



出典：「自治体マイナポイントモデル事業（事業の概要）」より（総務省）

“DXインフラ”としてのマイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」
(キャッシュレス化イメージ)

電子マネー/ポイント/など地域通貨の電子化・キャッシュレス化を
1枚のカードまたはスマートフォンで実現

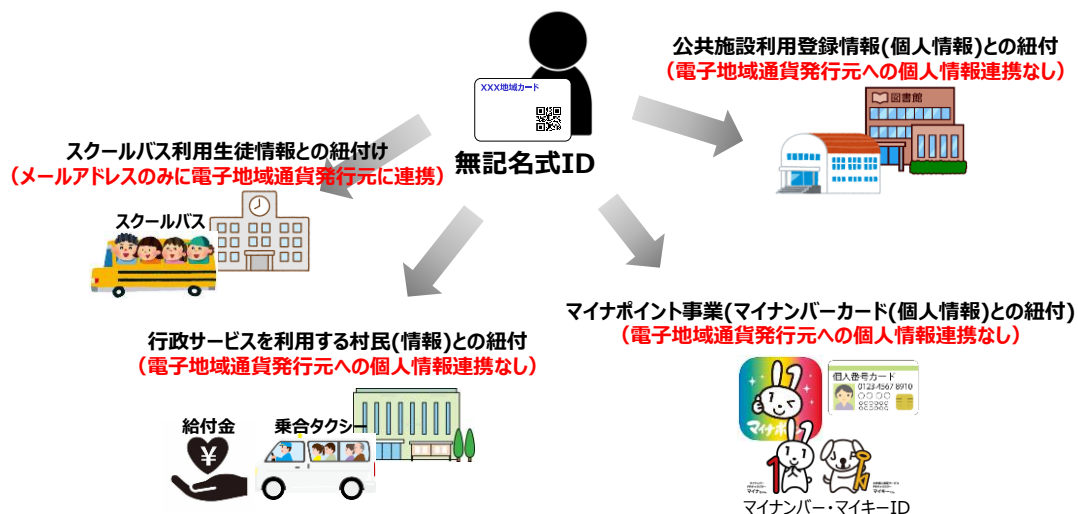


出典：凸版印刷地域通貨に係る資料

“DXインフラ”としてのマイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」
(無記名式IDによる「ペアカード」イメージ)

ペアカードは、無記名式での発行となり発行元での個人情報取得は不要。

カードを利用した各サービスの個人情報取り扱い(紐づけ)は、紐づけ先システムの改修が必要。



出典：凸版印刷地域通貨に係る資料

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
1	人口の社会増減 (人)	12	24	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画） と同じ
22	公共交通の利用者数【町内】(人)	32,084	32,084	
30	入込観光客数（千人）	481	600	
31	DMO組織が支援を行った新商品の売上高（千円）	10,752	50,000	

3.3.6 高齢者・児童見守り管理

【主な協働団体】

・安芸太田町消防団、町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

・企画課、健康福祉課、安芸太田病院、教育委員会、住民課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けたEBPMモデルの確立

マイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析によるEBPM）の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

具体的には、定額タクシーやスクールバス乗降時、児童の登下校や病院利用時等、高齢者や児童の見守り通知が送れる仕組みを整え、そのトレースツールとしてペアカードの活用を検討する。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（3，4）
 - 3『各世代にとって暮らしやすさの向上』
 - 4『コミュニティの活力向上』

高齢者の見守り管理モデル

（マイナンバーカード紐づけた「ペアカード」の活用モデル例）



①事前に利用登録を行う（初回のみ）

申請書の記述（カード番号と報告先メールアドレス）



①外出、活動

- > 乗合タクシーの利用（降車時）
- > お買い物（支払い時）
- > 施設利用
 - ・ 図書館（図書館カードとしてのシステム対応要）
 - ・ グラウンドゴルフ・温泉など保養施設
 - ・ その他公共有料施設の支払）
- > 病院などでの登録（共通診察券としてのシステム対応要）



②親族へのメール配信・受信

- ・乗合タクシー降車時間情報をメール配信

児童の見守り管理モデル

(マイナンバーカード紐づけた「ペアカード」の活用モデル例)



①学校で事前に利用登録用紙の配布、回収を行う。

QRカードの配布、(親による)申請書の記述(カード番号とメールアドレス)
学校回収、自治体への展開・データ登録



①スクールバス乗車・降車

乗車；そのまま乗車

降車；STEP 1；カードをiPadにかざす

STEP 2；確認(画面＋音)・・・音がならないと再度かざす

STEP 3；行き先を運転手に伝える



図書館利用、公共施設利用

- ・受付で図書館入館時にカードをかざす(図書カードとしてシステム対応要)
- ・本を借りてポイントGET



②親へのメール配信・受信

- ・メールでスクールバス降車時間情報を配信
- ・図書館入館時

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
3	この地域で子育て をしたいと思います親 の割合(%)	91.5	95	第二次安芸太田町長期総 合計画(後期基本計画) と同じ
6	とごうち・加計拠 点利用者数(人)	32,401	28,000	

3.3.7 ポケットカルテ(＋PHR)

【主な協働団体】

- ・町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

- ・安芸太田病院、健康福祉課、企画課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) オンライン診療のDX推進モデルの確立

令和3年度の遠隔(オンライン)診療実証実験の実施状況を踏まえ
て、遠隔診療車の導入・利活用検討や将来的な「広島型MaaS」との

連携等を企画・検討する。サービスの高付加価値化及びEBPMに資するDX推進モデルへの発展改組に向けて取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	実証継続 DXモデル検証	DXモデル実証 事業モデル確立		

(2) ポケットカルテによるPHR (Personal Health Record／自ら管理・活用する健康・医療・介護情報) の実現に向ける。

ポケットカルテは、自身の生涯の健康・医療・福祉・介護履歴情報をクラウドに蓄積・管理できるサービスで、治療履歴等を時系列で確認できる。

【DX推進スケジュール】

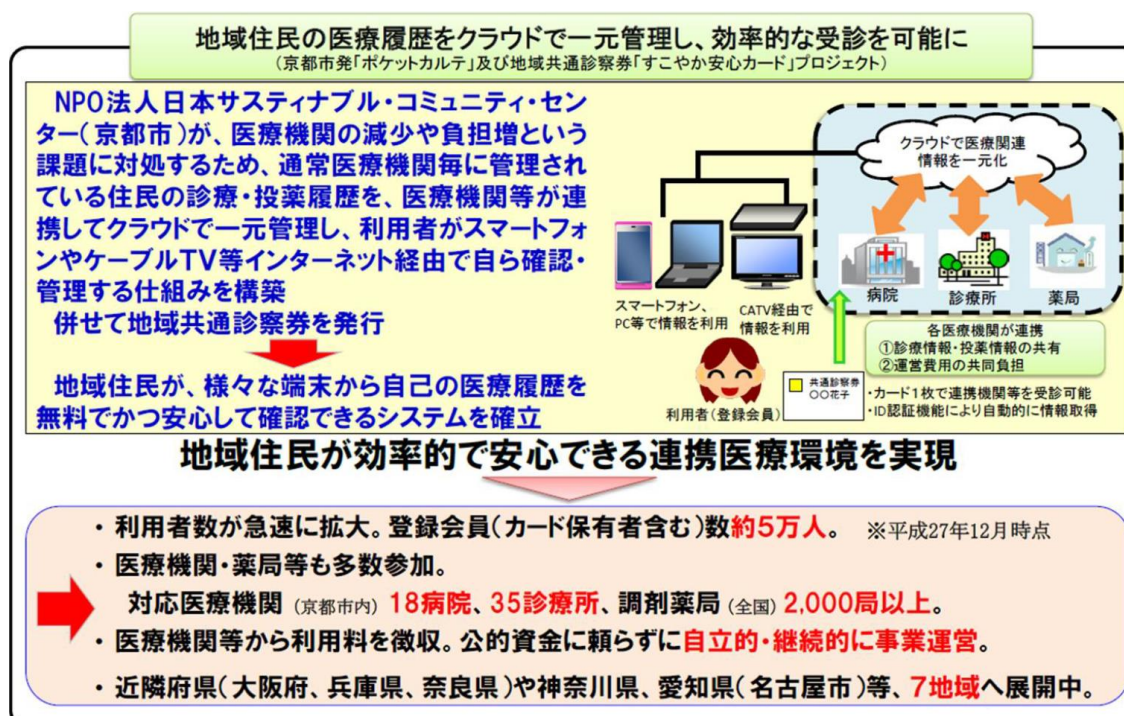
年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2)	PHR 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM 確立 事業モデル確立	PDCA 活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

・リーディング施策 (3)

3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』

ポケットカルテの導入例 (ポケットカルテと地域共通診察券モデル)



出典：「地域 IoT 実装推進ロードマップ」より（総務省）

ポケットカルテの範囲

- 生命の誕生：**母体の妊婦検診**
- 出生：戸籍上の個人のライフステージのスタート
- 乳幼児：**健診・予防接種・外傷受傷・疾病罹患**
- 学童(小・中学校)：**健診・予防接種・外傷受傷・疾病罹患**
- 学生(高等学校・大学・大学院)：**健診・予防接種・外傷受傷・疾病罹患**
- 社会人：**健診・予防接種・外傷受傷・疾病罹患**(急性疾患から生活習慣病など慢性疾患の発症と増悪へと変化)
- 退職：**健診・外傷受傷・疾病罹患**(慢性疾患主体)・**老化・介護対象**
- 死亡：戸籍上の個人のライフステージのゴール

出典：「地域 IoT 実装推進ロードマップ」より（総務省）

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
8	がん検診の 精密検査受検件数 (件)	925	1,050	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ
10	要介護認定率 (%)	23.17	25.00	

3.3.8 要援護者支援管理

【主な協働団体】

- ・安芸太田町消防団、町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

- ・健康福祉課、危機管理室、企画課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けた EBPM モデルの確立

要援護者支援システムでは、クラウド管理した「要援護者支援台帳」をデータ連携基盤と連携させることで、住民基本台帳との整合性を確保し、町の職員やケアマネージャーなど、アカウントごとに権限設定された範囲内で管理台帳の更新を実現させる。また当該の台帳を基盤として、オンライン個別避難計画の策定をはかる。

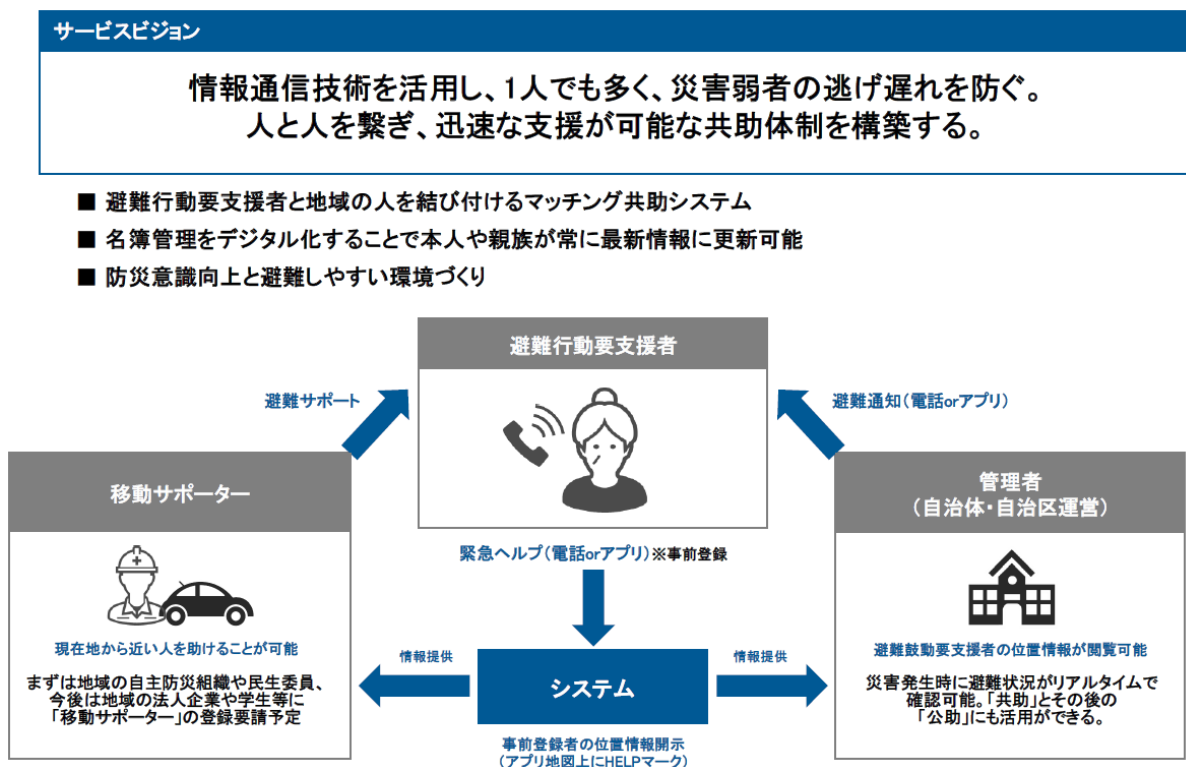
【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行 EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM 確立 事業モデル確立	PDCA 活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（3，4）
 - 3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
 - 4 『コミュニティの活力向上』

要援護者支援システムサービスビジョン
(要援護者と支援者とのマッチングサービスモデル)



出典：防災 HELP サービスに係る資料より（パソナテック）

要援護者支援システムスマートフォンアプリイメージ
(多様な支援者との情報共有でもアプリの利活用を検討)



アプリのマップ上で
ハザードマップの確認が出来る

- ・ 情報が常に最新版に更新される
- ・ 自分の家の場所、避難所の場所、
今いる場所などの情報確認が出来る
- ・ 浸水情報だけでなく土砂災害マップ
などの切り替えも容易

出典：防災 HELP サービスに係る資料より（パソナテック）

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
9	就労系サービスの 利用件数 (件)	32	40	第二次安芸太田町長期総 合計画（後期基本計画） と同じ
10	要介護認定率 (%)	23.17	25.00	
17	自主防災組織の組 織 率 (%)	41	60	

3.3.9 防災・防犯

【主な協働団体】

・安芸太田町消防団、町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

・建設課、産業観光課、企画課、住民課、健康福祉課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) 地域 BWA の企画・検討の実施及び利活用モデルの確立

地域 BWA (Broadband WirelessAccess) とは、デジタルデバイド (情報格差) の解消、地域の公共の福祉の増進を目的とした無線システムであり、1つの基地局で広域 (半径2~3Km) をカバーし、面的利活用 (防災情報・気象情報・交通情報・防犯情報) モデルの確立をはかる。地域 BWA の導入については、令和5年度以降の導入を目的とした利活用検討やサービスの高付加価値化 (商工組織・教育機関・病院等の提供サービスといったスポット的利用への拡充) 及び EBPM に資するDX推進モデルへの発展改組に向けて取り組む。

また無線システムの面的利活用では、スマートメーター等を活用した水道の自動検針や上下水道施設の運転監視、道路異常など、インフラやライフライン異常の早期発見をはかる仕組みを検討する。

＜水道スマートメーターのイメージ＞

【現在】

毎月又は隔月に1回、検針員が各戸を回って検針作業を行い、検針データを水道局が集計し、料金を請求

【将来】

・検針データを自動集計
・分単位での水道使用量計測が可能のため、夜間割引などの多様な料金メニューの提供や漏水の早期発見などサービスの向上を図る



出典：広島県水道企業団 事業計画素案（広島県水道企業団設立準備協議会）

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	要件検討 実証要件確定 DXモデル検討	実証・検証 DXモデル検討 サービスモデル検討	DXモデル確立 サービスモデル確立	DXモデル確立 サービスモデル確立

(2) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けたEBPMモデルの確立

マイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析によるEBPM）の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

具体的には、地域通貨のスマホアプリと連動し、域内に入ったアプリに対するプッシュ通知を活用したクーポンの発行や、防災拠点として災害時の地域防災拠点としての活用を検討する。

【DX推進スケジュール】

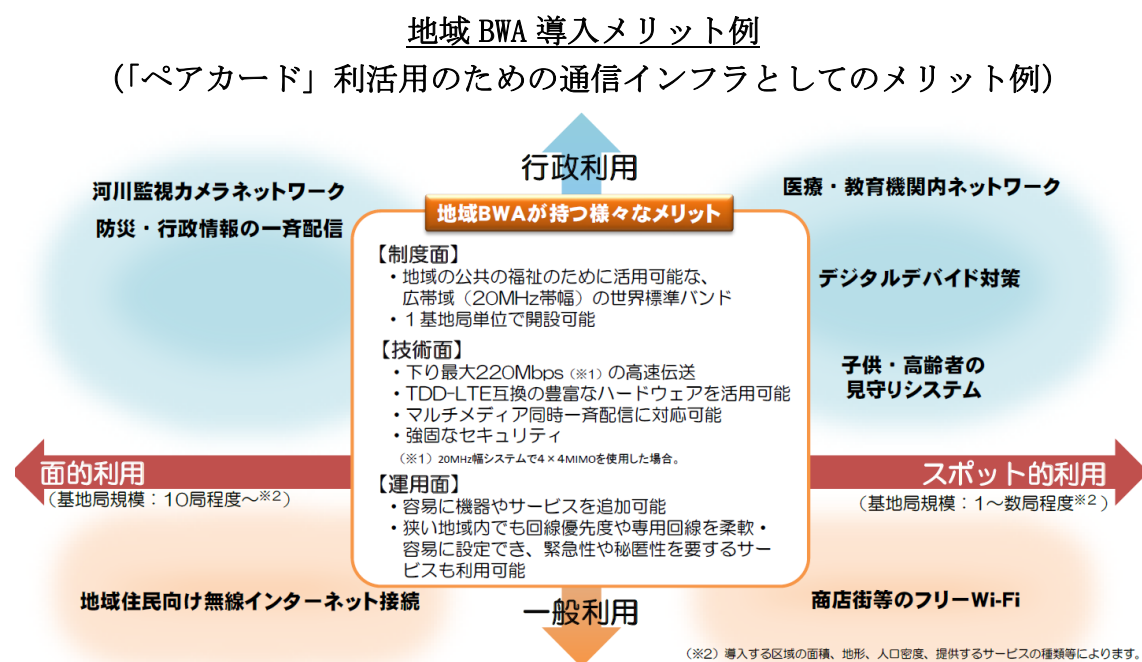
年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2)	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（3，4）
 - 3『各世代にとって暮らしやすさの向上』
 - 4『コミュニティの活力向上』

地域防災拠点の確立に向けた防災・防犯の地域BWAモデル (防災・防犯を含む地域BWA利活用モデル例)

社会インフラ - 対象エリア事業者のインターネット利用料 無料 - 道の駅一帯が無線WIFIエリア(ローカル4G)となる。 - AIカメラを導入すれば、車両や人のカウントができ、駐車場の空き状況をリアルタイムに配信可能。さらに機器をどれだけぶら下げても通信の利用負担なし。	防災・防犯 防犯カメラを庁舎のPCで複数台を同時管理可能 - 道の駅再整備に向けた地域防災拠点の確立 	 参考：地域BWAアンテナ
観光施策 - 町内事業者の電子マネー端末の利用負担がなくなる。 - 町内事業者が、観光アプリの仕組みを利用して、観光客等にクーポン等をPUSH通知する仕組みができる。 - 無線WIFIエリアはインバウンド対策として有効。 	デジタルデバйд対策 - インターネットを引いていない住宅へデジタル情報を配信する仕組みを整えることができる。 例 - 貸与タブレットを利用した公共交通の予約 - 災害発生時の避難情報の個別指導 - デジタル広報の配信 - 無線放送の音声＋字幕配信 - 子どものネットワーク格差解消(教育ICTの推進)	



出典：「地域BWA制度の概要」（総務省）より

成果指標

施策No	目標指標	実績値(R2)	目標値(R6)	指標データ 出典元
17	自主防災組織の組織率（％）	41	60	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ

3.3.10 学校教育支援（校務支援）

【主な協働団体】

- ・町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

- ・教育委員会、企画課 他

【DX推進の方針・取組】

- (1) 学校教育情報化推進及び授業改善システム、保護者との連絡ツール運用改善サイクルの実現に取り組む。

個別最適な学びの充実に必要な機器及びデジタル教材の導入・整備とともに、授業改善システムや保護者との連絡ツールの運用改善サイクルの実現による、教育効果の創出、安心感の実感の確立及び業務最適化に取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	DXモデル検討 サービスモデル検討	DXモデル確立 サービスモデル確立	 PDCA 活動 発展・拡張	
			PDCA 活動 発展・拡張	PDCA 活動 発展・拡張

(2) 統合型校務支援システムによる教職員業務の運用改善サイクルの実現に取り組む。

学習系データと連携した教職員業務の（業務・システム最適化を具体化する）運用改善サイクル実現のための統合型校務支援システムの導入及び利活用モデル確立に取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2) ※	DX要件確定 (DX企画検討)	システム調達 システム稼働 (校務支援)	DXインフラ確立 EBPM 確立 事業モデル確立	PDCA 活動 発展・拡張

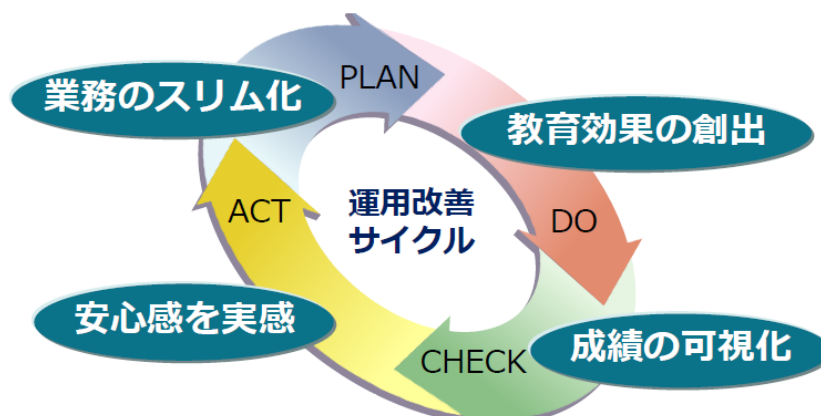
※ (1)～(2)は【DX推進の方針・取組】より

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

・リーディング施策（1、4）

- 1 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
- 4 『コミュニティの活力向上』

教職員業務の運用改善サイクルモデル（※）



統合型校務支援システムの機能モデル（※）

グループウェア 情報共有	ポータル機能	メール	スケジュール	アンケート	文書回覧收受	勤怠管理
	掲示板	お知らせ	施設備品管理	ファイル管理	文書收受	
学籍情報 管理	小学校	中学校	✓ 小中9年間のデータ引継ぎ			学齢簿
			✓ 必要な情報・関連データの連携			
校務支援	成績管理	成績処理	日常所見管理	通知表作成	指導要録作成	調査書作成
	出欠席管理	出席簿作成	進路面談機能	健康診断管理	来室記録管理	保健日誌作成
	体力テスト	個人カルテ	帳票作成編集	個別支援計画	個別指導計画	支援カルテ

出典：統合型校務支援システムに係る資料より（文溪堂）

成果指標

施策 No	目標指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
4	全国学力・学習状況調査正答率の全国平均との差 (ポイント)	小学校 (小6) 国語+4.2 算数-3.6 中学校 (中3) 国語+0.2 数学-3.8 英語+4.0	各教科 +3ポイント 以上	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画） と同じ
4	加計高校の全校生徒数（人）	100	120	

3.3.11 CRM（住民・顧客関係管理）

【主な協働団体】

- ・地域商社あきおおた、町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

- ・企画課、産業観光課、健康福祉課、住民課 他

【DX推進の方針・取組】

(1)CRM の企画・検討の実施及び利活用モデルの確立に向ける。

「地域商社あきおおた」による観光 CRM 及び EBPM 基盤としての「データ連携基盤（共通基盤）」への発展モデルの確立に取り組む。

令和3年度に稼働した CRM の利活用範囲の拡大とともに、段階的にデータ連携基盤を軸とした全体モデルにおけるエンジンとして機能拡張に向けて取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	運営・運用 DXモデル検討 サービスモデル検討	運営・運用 DXモデル確立 サービスモデル確立	PDCA 活動 発展・拡張	PDCA 活動 発展・拡張

(2)マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けた EBPM モデルの確立に向ける。

「データ連携基盤（共通基盤）」としての CRM エンジンとの相互接続性が確保されたマイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」（利活用履歴等データの蓄積・分析による EBPM）の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2) ※	ペアカード確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM確立 事業モデル確立	PDCA活動 発展・拡張

※ (1)～(2)は【DX推進の方針・取組】より

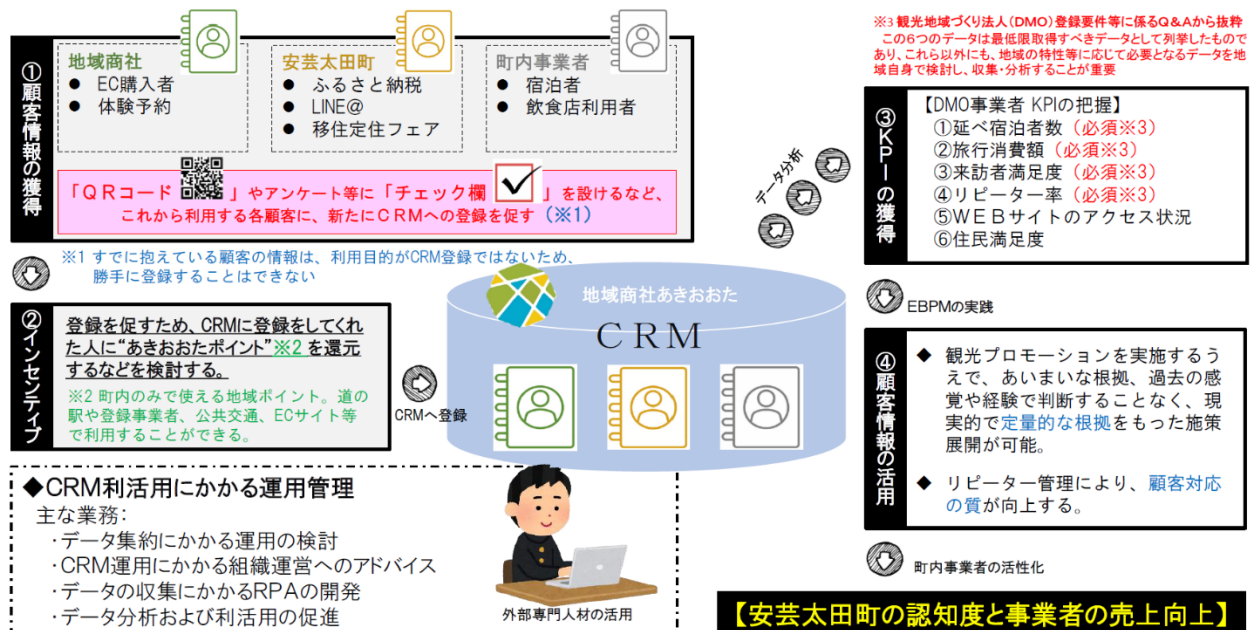
【後期計画・第2期総合戦略の施策】

・リーディング施策（1～4）

- 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
- 『都市部等との‘商い’の活性化と町内産業間連携の推進』
- 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
- 『コミュニティの活力向上』

CRM利活用に係る運営・運用モデル（令和4年度以降）

（商業・観光振興のためのCRMモデル案）



CRM利活用に係る運営・運用モデル（令和4年度以降）
（“DXインフラ”としての「ペアカード」とのCRM連携機能イメージ）



出典：デジタル専門人材による検討結果に基づき作成

CRM利用画面（実装中）

The screenshot shows the CRM system interface with the following sections:

- Header:** CRM開発スレッド (CRM Development Thread)
- Breadcrumbs:** スペース: CRM開発スペース > アプリ: CRM > 一覧: (すべて) > レコード: 8
- Member Profile:**
 - 共通ID: [Input Field]
 - 氏名: [Input Field] ふりがな氏名: [Input Field]
 - 住所: [Input Field]
 - メールアドレス: [Input Field]
 - 性別: [Input Field]
 - 国籍: [Input Field]
 - 電話番号: [Input Field]
 - 使用者: [Input Field]
- 宿泊履歴 (Accommodation History):**

宿泊日	宿泊先名称	泊数	コメント	データ更新日
[Blue Icon]		1		
[Blue Icon]		1		
- 体験予約履歴 (Experience Reservation History):**

体験名称	実施日	ガイド名	売上	集積体験回数	コメント	データ更新日
参照するレコードがありません。						
- EC購入履歴 (EC Purchase History):**

注文日	購入商品名	購入数量	キャンセルフラグ	送料先氏名	送料先住所	メルマガ希望	顧客メモ	EC購入日
参照するレコードがありません。								
- ふるさと納税履歴 (Furusato Naki History):**

寄附受付番号	寄附日	寄附用途	寄附金額	返礼品名称	集積寄附回数	コメント	データ更新日
参照するレコードがありません。							
- 定住フェア (Fixed Residence Fair):**

抽選1	抽選2	抽選3
[Blue Icon]		

CRM 利用スマートフォン画面（飲食店）（実装中）

店名 *

来店 *

☒ 初めて ☐ 2回目以上

来店理由

☐ デート ☐ 立ち合い ☒ 歓迎会

☐ 送別会 ☐ 家族集まり ☐ その他

来店日付 *

合計食費

— +

同行人数

— +

平均食費

本店の選択要因

本店のこだわり *

アプリ内検索

CRM 利用画面（体験予約）（実装中）

CRM開発スペース

スペース: CRM開発スペース アプリ: 体験予約履歴

（すべて）

1 - 4 (4件中)

レコード番号	実施日	ガイド名	売上	支出	コメント	データ更新日	累積体験回数	メールアドレス	体験名称
4									
3									
2									
1									

1 - 4 (4件中)

成果指標

施策 No	目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
30	入込観光客数（千人）	481	600	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ
31	DMO 組織が支援を行った新商品の売上高（千円）	10,752	50,000	

3.3.12 データ連携基盤を軸とした全体モデル

【主な協働団体】

- ・町内事業者、町内各種団体 他

【主な関係課・室】

- ・企画課、総務課 他

【DX推進の方針・取組】

(1) データ連携基盤を軸とした全体モデルの確立に向ける。

デジタル行政・地域DXに係る全ての事業継続性に資する事業継続モデルの確立に取り組む。

都市OSとしてのデータ連携基盤を軸とすることで、後期計画・第2期総合戦略の振興モデル確立に向けて取り組む。

【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(1)	運営・運用 DXモデル検討 サービスモデル検討	運営・運用 DXモデル確立 サービスモデル確立	PDCA 活動 発展・拡張	PDCA 活動 発展・拡張

(2) マイナンバーカードと紐づけた「ペアカード」をDXインフラとして位置付けた EBPM モデルの確立に向ける。

デジタル行政・地域DXに係る全ての事業に対してのマイナンバーカード利活用型の「キャッシュレス」及び「トレーサビリティ」

(利活用履歴等データの蓄積・分析による EBPM) の実行が軸となるモデル確立に取り組む。

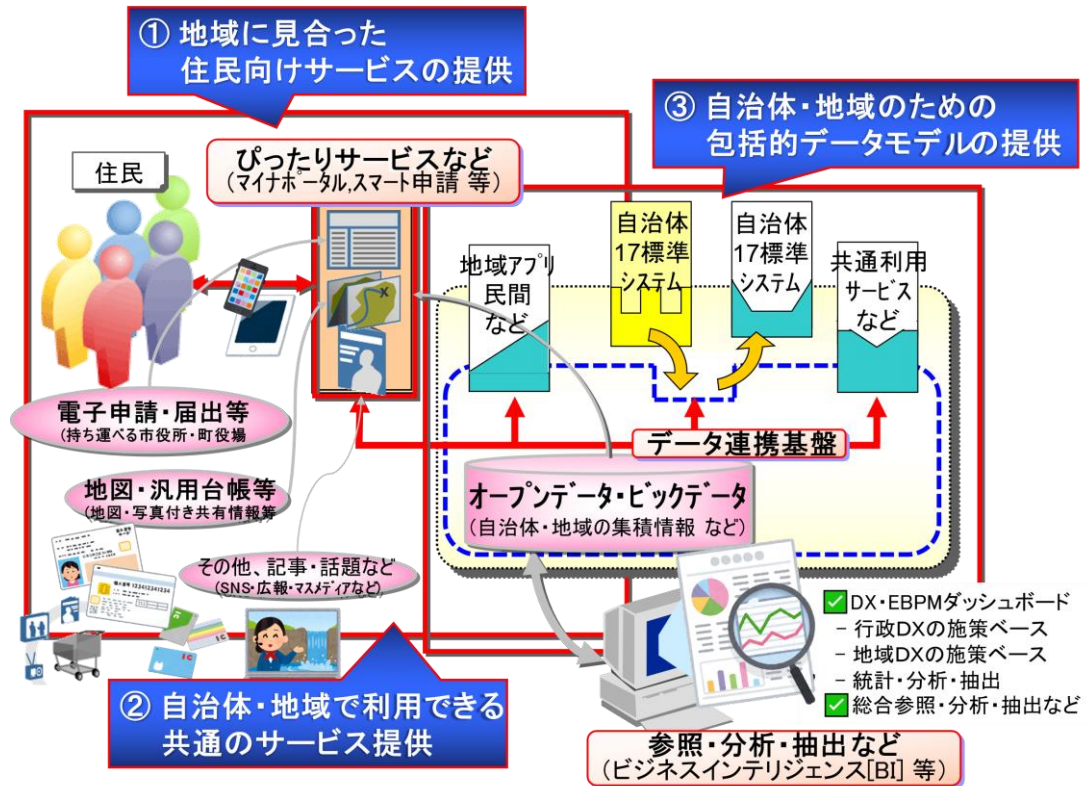
【DX推進スケジュール】

年度	令和4	令和5	令和6	令和7以降
全体	要件確定 実証・検証	一部稼働 実証・検証	段階的拡張	段階的拡張 運営・運用
(2)	ペーパーワーク確定 実証実験 DX要件確定 (DXインフラ実証)	利用拡大実証 利活用確立期 先行 EBPM (DXインフラ実証)	DXインフラ確立 EBPM 確立 事業モデル確立	PDCA 活動 発展・拡張

【後期計画・第2期総合戦略の施策】

- ・リーディング施策（1～4）
 - 1 『定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化』
 - 2 『都市部等との‘商い’の活性化と町内産業間連携の推進』
 - 3 『各世代にとって暮らしやすさの向上』
 - 4 『コミュニティの活力向上』

データ連携基盤の活用イメージ
(デジタル行政・地域DX実行のための全体モデル)



データ連携基盤の活用イメージ
(デジタル行政・地域DX実行のための全体モデル)

① 地域に見合った住民向けサービスの提供

- 自治体・地域の現場発信型としての
- ✓ 地域の立地や特性に見合ったサービス
(例: 立地や自治体規模に合わせた行政サービス)
 - ✓ 個人のニーズに見合ったサービス
(例: 年齢や世帯構成などに柔軟に対応した行政サービス)

② 自治体・地域で利用できる共通のサービス提供

- ✓ 地域の立地や特性に見合った共通のサービス
(例: 地域で使える共通Payなど、キャッシュレス決済の整備)
(例: 官民間わなない勤怠勤管理・会計システムなどの共通化、標準化)

③ 自治体・地域のための包括的データモデルの提供

- ✓ 地域の立地や特性に見合ったオープンデータ・ビックデータ
(例: マイナンバーカード等を利用した消費、交通等のデータ共有・活用)

成果指標

目標指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)	指標データ 出典元
人口ビジョン（人）	5,712	5,200	第二次安芸太田町長期総合計画（後期基本計画）と同じ

第4章 デジタル行政・地域DXの推進

4.1 デジタル行政・地域DX推進の体制

(1) CD0を軸としたDX推進

国では、新型コロナウイルスへの対応等において行政のデジタル化の遅れなど、様々な課題が明らかとなったことを踏まえ、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、令和3年9月に「デジタル庁」が設置されました。それによりコロナ過における新たな生活様式に対応し、デジタルを利活用することによって、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会へ誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指しています。

このような状況の中、本町においても、デジタル行政・地域DXを戦略的に推進するとともに、デジタル化の実務を総合的に行うCD0（最高デジタル・データ統括責任者／Chief Digital-Data Officer）及びCD0補佐官を令和3年5月設置しました。

今後は、CD0及びCD0補佐官を軸として、デジタル技術とデータ利活用によるデジタル行政・地域DXを推進していきます。

(2) DX推進会議の設置

本町全体のデジタル行政・地域DXを推進するためにDX推進会議を設置し、デジタル化の課題共有や新たなサービスの検討などを行います。

特に、地域DXが行政だけで進められるものではないことから、企業や団体、住民など、地域全体で進めていくことによって、大きな効果の発揮を目指します。例えば、身近な地域課題については、行政だけがサービスとして行うのではなく、行政と住民、企業や団体等と協働しながら課題を解決していくことが有効です。

そこで、オープンデータの提供やアイデアソン、ハッカソン等のイベントを積極的に企画して、ニーズの把握や課題解決に努めます。

4.2 官民協働推進の体制

デジタル行政・地域DXに係るサービスの導入にあたっては、行政がすべての提供・運営主体になるのではなく、適宜、事業者のサービスも活用していきます。民間クラウドサービスの活用や情報発信にTwitterやYouTube等のサービスを利用するなど、導入コストや効果、効率性などを総合的に判断した上で、より有効な手段を検討していきます。

特に、地域ポイントの運営等には、地域の事業者や商工会等が必ず係るための

ガバナンスを確立することで、官民連携による協働で実行していきます。

また、本町が発起人の1団体でもある官民協働による「自治体デジタルトランスフォーメーション協議会（略称：Cos-DEC）」も利活用することで、自治体を含む他団体、民間事業者等と意見交換を図るとともに、協議会としてデジタル庁をはじめ関連組織との綿密な連携も図っていきます。

加えて、「一般社団法人 中国経済連合会」による『ICTを活用した地域課題解決の中山間地域モデルに関する調査研究（2021年3月）』の成果を受けて本町にも提案された「スマート里山安芸太田モデルを構成する ICT 実証・実装プロジェクト」とも本計画を連関させてまいります。そうすることによって、中国地方全体に展開力を持たせることができる活動になるとともに、中国地方全域の企業並びに各種団体とも連携した真の官民協働推進の体制も確立させていきます。

これらの官民協働推進の体制によって、中国地方を軸とした全体利害の一致によつ事業継続性の確保に繋がっていきます。

“スマート里山安芸太田モデル”の構成イメージ （「一般社団法人 中国経済連合会」による提案モデル）



出典：『ICTを活用した地域課題解決の中山間地域モデルに関する調査研究（2021年3月）』

4.3 セミナー・研修

デジタル行政・地域DXに係るサービスの導入にあたっては、行政が地域とともにDX全般に係る理解をしていくことが重要になります。

そこで、本町が1年に1回以上の行政及び地域に対するセミナー・研修を実施していきます。本セミナー・研修を補完するためのデジタルデバイド対策（地域でのスマートフォン教室等）も合わせて実施していきます。

(1) DXセミナー・研修

本町が企画・実施するDXセミナー・研修を以下の通り実施します。

・研修会案

- a. 町役場職員向け研修 : 1時間 x5 回程度
-特別職、一般職員同時開催
- b. 住民向け研修 : 1時間 x5 回程度
-希望者向け研修
- c. 商工会及び地域事業者向け研修 : 1時間 x4 回程度
および地域団体・病院・企業向け研修
- 地域の主要な関連団体・企業の関係者

(2) デジタル教室（デジタルデバイド対策）

本町が企画・実施する以下を対象としたデジタルデバイド対策のための教室を毎年企画・調整して実施します。

- ・地域住民（高齢者） : 主に65歳以上の住民全般
- ・地域住民（一般） : 主に65歳未満の住民全般

第5章 用語集

【A～Z】

AI

人工知能（artificial intelligence）の略。人間にしかできないような高度に知的な作業や判断を、コンピュータ等人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

As-Is

そのままで、現状どおり、などの意味を持つ英熟語。IT の分野では、システム開発の初期段階などで、現在のシステムの仕様や運用状況、業務の流れなどの「現状」「現況」「今ある姿」などを As-Is モデルあるいは単に As-Is という。

BPR（業務改革）

ビジネスプロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineering）の略。企業などにおいて、業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化するための再構築を行うこと。

CD0

最高デジタル・データ責任者／Chief Digital-Data Officer の略。デジタル化の実務を総合的に行う統括責任者の総称。

CIO

最高情報責任者／Chief Information Officer の略。組織内の情報戦略のトップとして情報の取り扱いや情報システム、情報技術（IT）について統括する役員や責任者。

Facebook

フェイスブック。実名性を原則とした SNS サービス。文字や写真等を交流することが可能。広報・情報発信の手段として、企業や行政の利用も拡大しているもの。

Fit&Gap

Fit は「適合」、Gap は「かい離」の意味。導入するシステムと業務プロセスにおいて、必要とする機能がマッチしているかを分析する作業を指す。

GIS

地理情報システム（Geographical Information System）の略。地図や地形データ、航空・衛星写真などの空間情報と、地理的な位置に関連する様々なデータを統合的に扱うことができる地理情報システム。

ICT、IT

情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。情報通信技術の略称。以前は IT（Information Technology）という言葉が普及していたが、最近では ICT という表現が定着しつつあるもの。

IC カード

薄い半導体集積回路（IC チップ）が埋め込まれることにより、データの記録や処理、外部との入出力などが可能なプラスチック製カード。外部との入出力方式の違いにより、接触式と非接触式がありもの（スマートカードとも呼ぶ）。

IMI 共通語彙基盤（IPA：独立行政法人情報処理推進機構）

共通で使われる語彙と語彙同士の関係を示す仕組みとで構成される、オープンデータと電子政府データ、また民間のデータの相互運用性を高めるための枠組み。

IoT

モノのインターネット（Internet of Things）の略。あらゆるものがインターネットに接続され、通信でつながることで、遠隔からの操作や監視などが可能になる技術の総称。

KPI

目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される指標。組織や個人が日々活動、業務を進める際の「進捗」を定義するための尺度として用いられるもの。

LG-WAN

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営する、都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

OCR

光学式文字認識 (Optical Character Recognition) の略。紙面を写した画像などに含まれる文字に相当するパターンを検出し、書かれている内容を文字データとして取り出すことのできる装置やソフトウェア。また、そのような方式による自動文字認識。

OJT

職場内教育 (On-the-Job Training) の略。企業などの現場で上司や先輩が指導役となり、業務を行なう中で必要な知識や技能を身につけさせていく教育方式。新人教育の最終段階などで行われることが多いもの。

PayPay

ペイペイ。スマホを使って支払うサービス。スマートフォンにインストールしたアプリに表示される QR コードやバーコードを使って決済を行うもの。

QR コード

データを、平面上の正方形の領域に表された図形パターンで表す 2 次元コードの方式の一つ。1999 年に JIS X 0510、2000 年に ISO/IEC 18004 として標準化され、広く普及しているもの。

RPA

ロボット技術による作業の自動化 (Robotic Process Automation) の略。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること (企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化等)。

SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。2015 年 9 月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標。また、このサミットで 2015 年から 2030 年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」のこと。

SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

の略。インターネットにおける匿名性を一部排除した会員制の情報交流の場として普及が進んでいるもの。

To-Be

やがて～になる、将来（の）、などの意味を持つ英語表現。情報システム開発などの分野では、システム開発の初期段階などで、これから開発するシステムや、そのシステム導入後の業務の流れなどの「理想像」「あるべき姿」のこと。

Twitter

ツイッター。140 文字以内でメッセージを書き込み、交流するサービス。「ミニブログ」とも呼ばれる。

Web サイト

特定のドメイン内で運営されている Web ページ全体のこと。ホームページやブログはこれの一種。

Wi-Fi

ワイファイ。無線通信の規格。国際標準規格（IEEE 802.11 規格）を使用したデバイス間の相互接続。

YouTube

ユーチューブ。インターネットの最大手動画サイト。動画を無料で公開・閲覧できるため、企業や行政の情報提供サービスにも利用されている。

【ア行】

アーカイブ

本来は「保存記録」、「保存資料」の意味。最近では保存資料をデジタル化して管理・公開する「デジタルアーカイブ」が注目されている。

アイデアソン

“idea”（アイデア）と “marathon”（マラソン）を組み合わせた造語。主に IT の分野で新しいアイデアを生み出すために行われるイベント。

アプリ

ゲームや各種ツールなど、スマートフォン等で動くアプリケーション。開発

者が自由に開発・配布することが可能。

インターネット

全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。

エンドツーエンド

ITの分野においては、通信を行う二者、あるいは、二者間を結ぶ経路全体という意味。

オープンデータ

行政が所有している統計データや画像データなどを著作権や特許等を制御なしに、ウェブ上で広く公開し、市民の様々な活動に生かすことができる仕組み。

オンライン

パソコンがネットワークなどに接続している状態のこと。

【カ行】

官民データ

電磁的記録によっては認識することができない方式で作られる記録のこと。国、地方公共団体、独立行政法人、またはその他の事業者により、その事務、または事業の遂行に当たり、管理され、利用され、または提供されるもの。

キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。

クラウドサービス

手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、それらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

コネクテッドワンストップ

民間サービスも含め、どこでも一か所でサービス実現すること。

【サ行】

サービスデザイン思考

サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方。

システム（情報システム）

何らかの目的を達成するために作り上げられたコンピュータシステムのこと。扱う情報そのもの、コンピュータ、アプリケーションなどの総称は「情報システム」。

推奨データセット

地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例をとりまとめたものです。

スマートフォン、スマホ

携帯電話に携帯情報端末の機能を組み合わせた端末のことで、機能的にはパソコンに近いもの。利用者が自分の好みのアプリケーションを追加することで、さまざまな使い方が可能。

セキュリティ、情報セキュリティ

情報通信機器などを利用することにより生じる情報分野の危険性（情報の漏えいやコンピュータウイルスなど）に対する安全性対策。

【タ行】

タブレット

平らな板状の形をしたコンピュータの一種。タッチパネルによって操作し、特にインターネットや電子書籍の閲覧に向いており、平成22年に米アップル社が「iPad」を発売して以来、簡単な操作ができる端末として注目を集めているもの。

チャット

コンピュータネットワークを通じてリアルタイムにメッセージのやり取りをするシステムのこと。通常は文字による会話を行うテキストチャットのこと。

チャットボット

“chat”（おしゃべり）と“robot”（ロボット）を繋いだ造語。短い文字メ

ッセージをリアルタイムに交換するチャットシステム上で、人間の発言に対して適した応答を返し、擬似的に会話することができるソフトウェア。

データベース

複数の主体で共有、利用、加工や再利用を行えるように一定の形式で作成、管理されたデータの集合。コンピュータ上で作成、保管され、専用のソフトウェア（データベース管理システム）によって管理されるもの。

デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、行政のIT・デジタル化を進める政府の取組。デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方を変革していくこと。

デジタル庁

令和3年9月に創設予定の日本の行政機関のひとつ。国・地方行政のIT化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を目的とする、IT分野を担当する省庁。

デジタルデバイド

コンピュータ等の情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じるあらゆる格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差があるもの。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

企業や行政などの組織や活動、社会の仕組みや在り方等、人々の暮らしなどをITの活用により根本的に変革すること。

デジタルファースト

個々の手続が一貫してデジタルで完結すること。

テレワーク

ICTを利用することで、場所の制約を受けずに自宅や出先などで働くことができる形態。

電子申請

市役所等に赴かなくてもインターネットから各種申請や届出ができるように

する仕組み。

ドローン

遠隔操縦可能なヘリコプター型のラジコン。スマホなどから操作し、上空からの空撮などが可能。

【ハ行】

パソコン

パーソナル・コンピュータの略。PC。各世帯において普及の進む家庭用のコンピュータ。

ハッカソン

“hack”（ハック）と“marathon”（マラソン）を組み合わせた造語。コンピュータのソフトウェア開発に関するイベントの一種で、一つの技術分野や製品、テーマなどに関連するコンピュータプログラムを開発したり、既存のプログラムを改良したりするものためのイベント。

パブリックコメント制度

国の行政機関が、政策を実施していくうえで、さまざまな政令や省令などを定める際、あらかじめその案を公表し、広く国民から意見、情報を募集する手続。行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることが目的。

ブログ

日記風ホームページのこと。一般の人がインターネットに向けて比較的簡単に情報を発信できることから現在普及が進んでいるもの。

ペーパーレス化

企業や官庁などで、紙を使わずに情報や資料をコンピュータなどによって処理・保存すること。

ベストミックス

複数の手段を組み合わせることで最も効率的な解決策を得ること。電力・エネルギー分野では、電力を安定的に供給するために、火力・水力・原子力などの発電方式を最適なバランスで組み合わせることをいう。

ホームページ (HP)

Web ブラウザを起動した時に最初に表示される Web ページ (スタートページ)。また、Web サイトの表紙や入口に相当するトップページ、メインページ、フロントページ等最上位のページ (Web サイトや Web ページのことをホームページと呼ぶこともある)。

【マ行】

マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分 (電子証明書および IC チップの空き領域の部分) を活用して、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードや商店街のポイントカードとして利用できるようにするための共通情報基盤。

マイナンバーカード

申請により交付される、マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製の IC カード。正式名称は「個人番号カード」。公的な身分証明書としての使用や、IC チップに記録されている電子証明書を使いコンビニエンスストアでの住民票の写しや課税証明書などの取得が可能。

メール (電子メール)

パソコンや携帯電話を利用して離れた人にも瞬時にメッセージを送ることができる仕組み。

【ワ行】

ワンスオンリー

一度提出した情報は再提出不要であること。